

労災保険業務機械処理事務手引

(給付統計データ関係)

平成 23 年

厚生労働省労働基準局

目 次

I	基本的事項の説明.....	1-1
1	給付統計業務の概要説明	1-2
	(1)システムの目的	1-2
	(2)システムの概要	1-2
2	端末装置の用語.....	1-4
3	基本的用語.....	1-5
	(1)給付キー	1-5
	(2)キャンセル	1-7
	(3)リアル処理及びバッチ処理	1-7
4	台帳.....	1-8
	(1) 給付関係各台帳の取扱い	1-8
5	運用管理	1-9
	(1)帳票入力・検索時間	1-9
	(2)ブザーの短鳴動	1-9
	(3)端末装置障害時の代行入力	1-9
6	入出力帳票一覧.....	1-10
	(1)入力帳票	1-10
	(2)出力帳票	1-11
II	給付データの作成.....	2-1
1	給付支払調査票の入力処理の流れ.....	2-2
2	給付支払調査票作成のための準備	2-3
	(1)短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認.....	2-3
	(2)記入項目の確認	2-4
3	給付支払調査票の作成.....	2-5
	(1)通常処理	2-5
	(2)給付支払調査票入力後の訂正及び取消処理	2-5
	(3)帳票作成上の注意事項.....	2-5
	(4)作成対象	2-6
	(5)給付支払調査票の様式（帳票種別 36102）	2-7
	(6)記入項目	2-8
	(7)記入要領	2-26
	(8)記入例.....	2-37
III	各種リストの内容と事務処理.....	3-1
1	業務統計リスト.....	3-2
	(1)給付種類別データリスト合計表	3-2
	(2)第 1 表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算）	3-4
	(3)第 2 表特殊適用別補償給付支払状況	3-7
	(4)年金支払状況（月報）	3-10

(5)年金支払状況（決算）	3-13
(6)特別支給金支払状況表（決算）	3-16
(7)二次健康診断等給付支払状況（月報・決算）	3-19
2 リスト印書依頼.....	3-20
(1)対象となるリスト.....	3-20
(2)依頼方法	3-20
IV 給付状況検索.....	4-1
1 給付状況検索の目的	4-2
2 検索の概要.....	4-2
(1)事業場別給付状況検索.....	4-2
(2)局署・業種別給付状況検索	4-2
(3)その他.....	4-2
3 検索業務の運用.....	4-2
(1)検索可能期間	4-2
4 入出力様式.....	4-3
(1)入力画面	4-3
(2)出力画面	4-5
5 給付状況検索の検索内容	4-7
(1)事業場別給付状況検索.....	4-7
(2)局署・業種別給付状況検索	4-9
V エラー表示	5-1
1 エラー表示.....	5-2
(1)形式エラー番号表	5-2
(2)関連エラー番号表	5-3
(3)項目別エラー番号表	5-11
VI 別表	6-1
別表 1 都道府県労働局及び労働基準監督署コード表	6-2
別表 2 都道府県労働局及び公共職業安定所コード表	6-5
別表 3 業種コード表	6-10
別表 4 日本標準産業分類（中分類）コード表	6-26
別表 5 傷病性質コード表	6-28
別表 6 傷病部位コード表	6-33
別表 7 通勤災害における傷病性質コード表.....	6-35
別表 8 通勤方法コード表	6-35
別表 9 事故の相手方コード表	6-35

I 基本的事項の説明

(1) システムの目的

給付統計処理は、短期業務、年金業務並びに「給付支払調査票」の入力により日々蓄積された給付データを活用し、各種統計表の作成及び情報検索を行うことにより、局署別又は事業場別の労災保険給付状況などの労災補償業務の運営に必要な資料の提供を行うほか、労災保険の収支を通じて労災保険財政の健全化に資するための資料の提供を行う。

(2) システムの概要

イ 電子計算処理の主な内容

(イ) 給付データの作成

a 給付業務

給付業務において管理されている給付情報及び支払債権管理等の保険給付に関する各台帳（以下「給付台帳等」という。）の給付情報をもとに、給付データを作成する。また、給付台帳等の給付情報が修正（業通二別、支払年月日等の修正）されたときは、修正前後の給付情報をもとに訂正データを作成する。

b 給付支払調査票

給付業務によらず、手払いで保険給付を行ったときは、当該支払局署において給付支払調査票（帳票種別 36102）をOCR入力し、給付データを作成する。

「給付種類別データリスト合計表」を「管理資料」という。

(ロ) 各種業務統計の作成

業務統計は、給付データをその処理の都度又は一定期間ごとに件数、保険給付額及び新規受給者数等について、業通二別、管轄局署別（本省払）、支払局署別（署払）、業種別、給付の種別等に分類し、労災補償業務運営に必要な保険給付に関する統計を作成する。

(ハ) 情報検索用データベースの構築

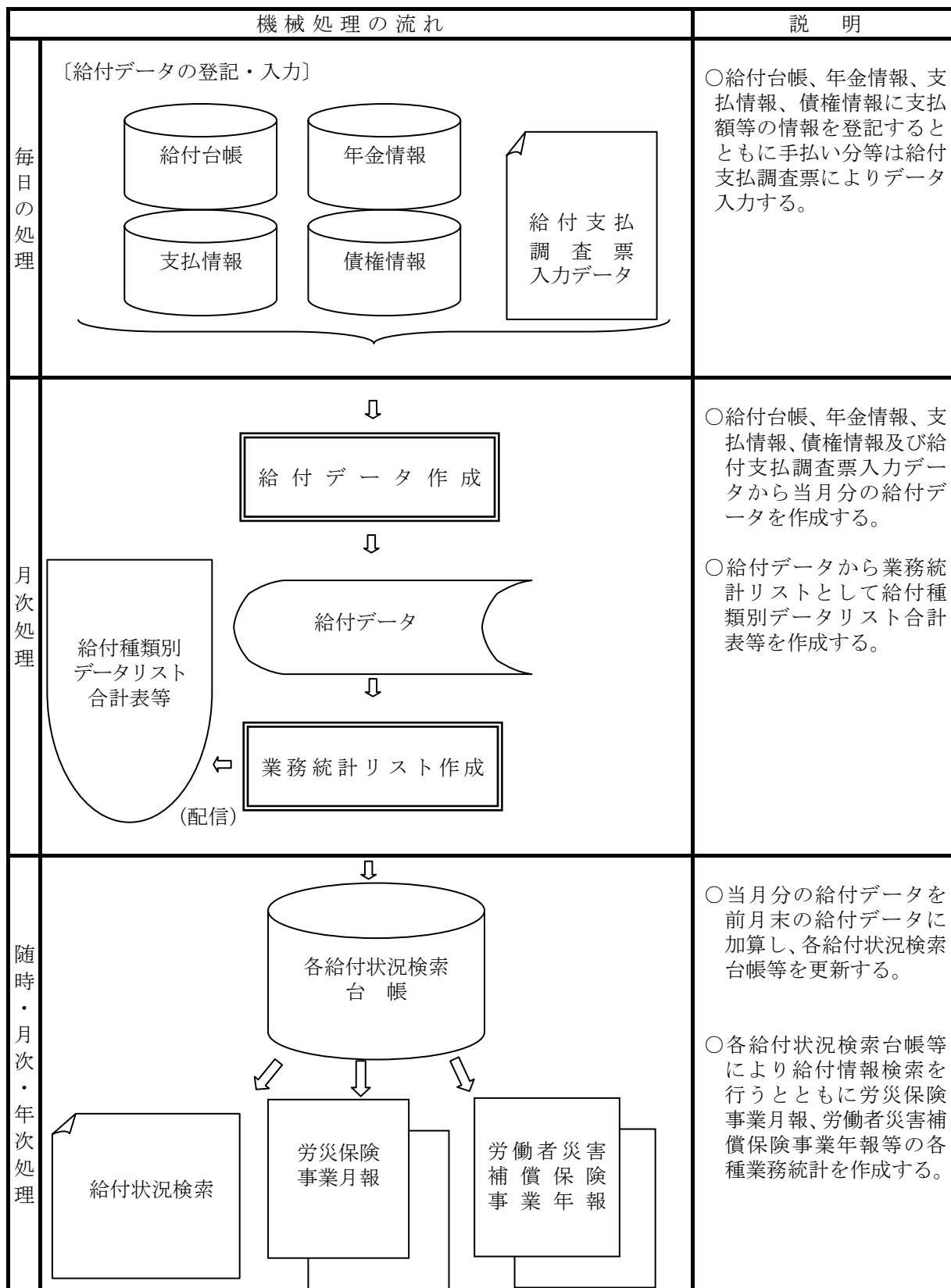
給付データから「事業場別給付状況検索台帳」及び「局署・業種別給付状況検索台帳」のデータベースを構築し、ThinClient 端末からの情報検索を可能とする。

(二) メリット制度に係る給付データの作成

給付台帳等の給付情報及び給付支払調査票のデータをもとに、事業場ごとにメリットに算入すべき給付データを作成する。

なお、二次健診等給付に係る給付額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 3 項及び第 20 条に定める継続及び有期メリット制におけるメリット収支率算定のための保険給付額に算入しない。

ロ 給付統計処理の概念図



名 称	内 容
Fat Client	OCR 帳票に記入された手書き文字（カナ文字、数字、記号、ひらがな及び漢字）を光学的に読み取ることで、データ入力を実現する装置である。また、印刷指示を行った際に、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課（以下、「本省業務課」という。）から送信されたデータを所定の用紙に印字する装置である。
Thin Client	労災 AP サーバに搭載される Thin Client アプリケーションを操作する端末である。Thin Client 端末から照会、印刷等の労災業務を行う。
汎用プリンタ	本省業務課から送信された配信データ等を印字するカラーレーザプリンタである。出力専用装置で、両面印刷及びカラー印刷も可能である。

(1) 給付キー

給付キーとは、給付履歴等を管理するため、個人を特定するキーである。したがって、給付キーが同一であるものは同一被災労働者に対して行われた給付であることを示す。

このシステムで使用する給付キーには、短期給付キー、長期給付キー、二次健診等給付キーの3種類がある。通常各種の給付請求を行う場合は、短期給付キーを使用し、年金の受給権者が療養の給付又は療養の費用を請求する場合は長期給付キーを使用する。

イ 短期給付キー

労働保険番号＋被災者生年月日＋傷病年月日（負傷又は発病年月日）＋被災者氏名カナにより構成される。

〔例〕

労働保険番号					生年月日				傷病年月日				被災者氏名カナ
府	所	管轄	基幹番号	枝番号	元号	年	月	日	元号	年	月	日	-
48	1	01	810001	001	5	37	1	30	7	6	2	11	ロウサイタク

(イ) 労働保険番号

a 府県（2桁）

当該事業場の所在地（事務組合委託事業場については、事務組合の主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県を別表1「都道府県労働局及び労働基準監督署コード表」及び別表2「都道府県労働局及び公共職業安定所コード表」のコードで示す。

b 所掌（1桁）

当該事業に係る労働保険料等の徴収事務の所掌を次のコードで示す。

労働基準監督署が所掌する事業	1
公共職業安定所が所掌する事業	3
昭和47年3月31日までに成立した有期事業及び消滅した事業	9

c 管轄(1)（2桁）

当該事業の所在地を管轄する監督署又は安定所を示すコードである。なお、労働基準監督署が所掌する事業については、別表1「都道府県労働局及び労働基準監督署コード表」、公共職業安定所が所掌する事業については、別表2「都道府県労働局及び公共職業安定所コード表」によるので参照すること。

d 基幹番号（6桁）及び枝番号（3桁）

当該事業の労働保険番号の事業単位を示す固有番号で、6桁の数字で構成する基幹番号及び3桁の数字で構成する枝番号で表す。

(ロ) 生年月日（7桁）

被災労働者の生年月日に次の元号コードを付して示す。

明治		1
大正		3
昭和		5
平成		7

(ハ) 傷病年月日（7桁）

被災労働者の負傷又は発病年月日を示す。

(ニ) 被災者氏名カナ（最大16桁）

被災労働者の氏名（カタカナ）を示す。

ロ 長期給付キー

長期給付キーとは、年金証書番号（9桁）である。

[例]

管轄局	種 別	西暦年	番 号
4 8	1	9 4	0 0 0 1

(イ) 管轄局（2桁）

給付決定を行った監督署を管轄する労働局をコードで示す。

(ロ) 種別（1桁）

傷病（補償）年金		1（2）
障害（補償）年金		3（4）
遺族（補償）年金		5（6）
（注）（ ）内は下記(ニ)において、「番号」が4桁を超えた場合に使用する。		

(ハ) 西暦年（2桁）

年金の請求を受け付けた西暦年の下2桁とする。

(ニ) 番号（4桁）

管轄局、種別、西暦年ごとに振り出す。

ハ 二次健診等給付キー

労働保険番号＋受診者生年月日＋二次健康診断受診年月日＋労働者氏名カナにより構成される。

[例]

労働保険番号					生年月日				二次健康診断 受診年月日				労働者氏名 カナ
府 県	所 掌	管轄 (1)	基幹番号	枝 番 号	元 号	年	月	日	元 号	年	月	日	-
48	1	01	810001	001	5	37	1	30	7	17	2	11	ロウサイタク

(イ) 労働保険番号

イ（イ）と同様。

(ロ) 生年月日

イ（ロ）と同様。

(ハ) 二次健康診断受診年月日

二次健康診断の受診年月日を示す。

(ニ) 労働者氏名カナ（最大16桁）

労働者の氏名（カタカナ）を示す。

(2) キャンセル

入力データに不備があり、各種給付台帳に登録されず、データが破棄されることをいう。

キャンセルの場合は、キャンセルメッセージを処理結果画面に出力するので、キャンセルとなった理由を解消した上で再入力すること。

(3) リアル処理及びバッチ処理

入力に対応して計算や台帳への登記等を即時に行う処理がリアル処理であり、即時に行わずに、一定期間経過後にまとめて行う処理がバッチ処理である。

		4	台帳		
--	--	---	----	--	--

(1) 給付関係各台帳の取扱い

イ 給付台帳等との関係

(イ) 給付台帳等に登記されている情報をもとに、通常支払データ、追給データ、一部回収データ及び取消データ（全額回収データ）等の給付データを作成する。

また、給付台帳等の情報が修正（業通二別、労働保険番号等の修正）されたときは、修正前後の情報をもとに訂正データを作成する。

(ロ) 給付支払調査票により給付データを作成するときは、入力処理の突合チェックの際に給付台帳等から不足する情報を得ることとする。なお、入力された情報と給付台帳等の情報が異なるときは、原則として給付台帳等の情報を優先し、給付データを作成する。

ロ 労働保険加入台帳

給付データの適用関係は、労働保険加入台帳の内容から情報を登記する。

このため、手払いの保険給付で当該労働保険番号が労働保険加入台帳に登記されていないとき又は登記されている内容の変更が必要なときは、「労働保険加入台帳登録（変更）帳票」（帳票種別34520）によりその内容を入力する。

(1) 帳票入力・検索時間

帳票の入力時間は 8 時 30 分～17 時 30 分である。

(2) ブザーの短鳴動

端末装置には、ブザーが備え付けられており、システムエラー時等に鳴動する。

(3) 端末装置障害時の代行入力

給付支払調査票の入力は、当該保険給付を行った労働局又は監督署の端末装置から行うことが原則であるが、監督署の端末装置の故障により、長期にわたり使用不能となったときは、管轄局（労働局）から代行入力することができる。

なお、本省業務課においては全ての地方局署分の給付支払調査票の代行入力を可能とする。

		6	入出力帳票一覧		
--	--	---	---------	--	--

(1) 入力帳票

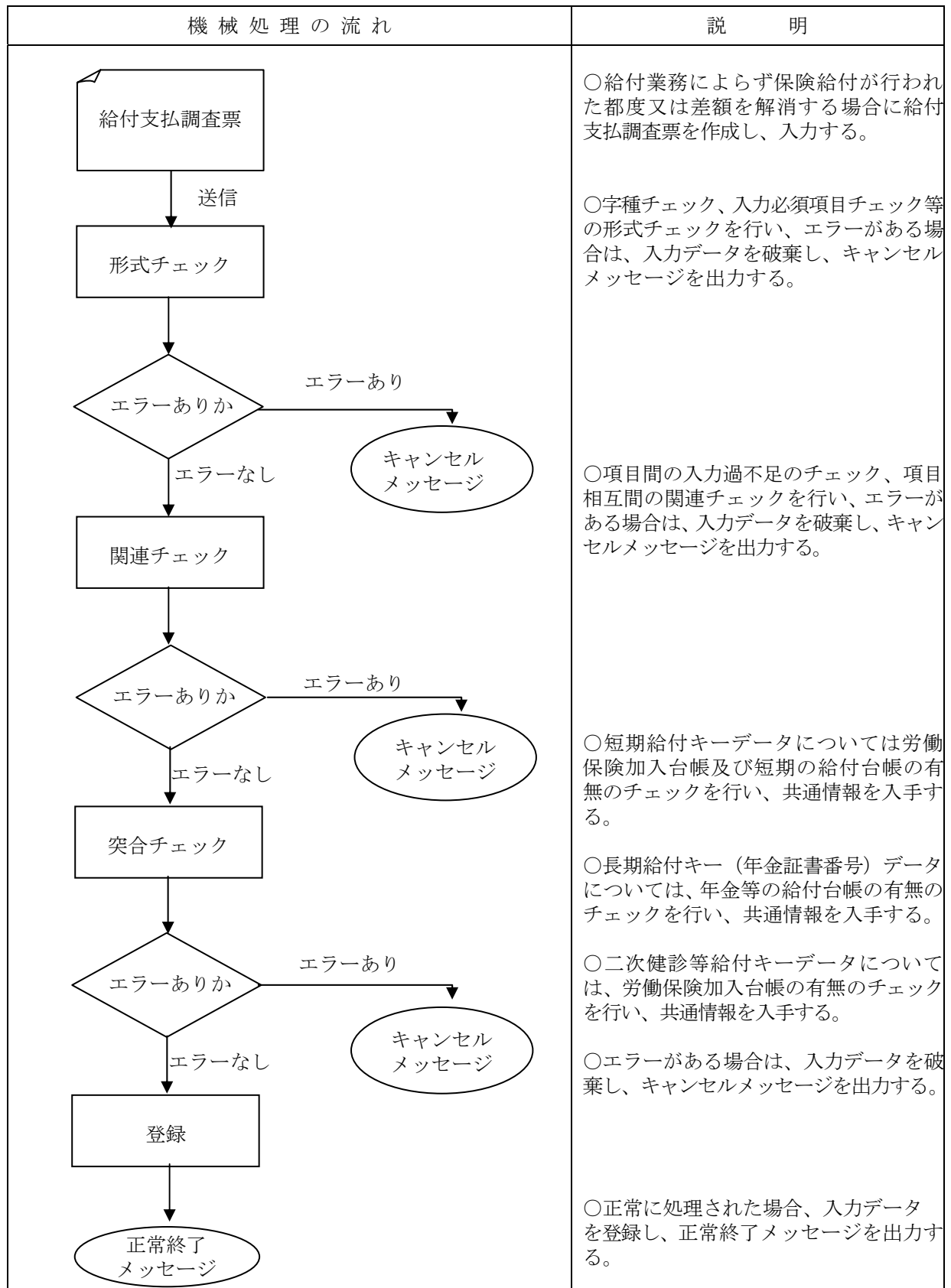
帳票 種別	出力帳票 種別	帳 票 名	略 称	備 考
36102	-	給付支払調査票	給付支払調査票	

(2) 出力帳票

帳票 種別	帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	出力方式	C S V 保存	手引記載 ページ
-	C2101B01	給付種類別データリス ト合計表	給付種類別データリ スト合計表	本省業務課、労 働局、監督署	コマンド 配信	○	3-2
-	C2201B01	第 1 表補償給付支払状 況平均支払額	月次資料第 1 表	本省業務課	コマンド 配信	○	3-4
-	C2201B02	第 2 表特殊適用別補償 給付支払状況	月次資料第 2 表	本省業務課	コマンド 配信	○	3-7
-	C2201B06	年金支払状況（月報）	月次年金支払状況	本省業務課	コマンド 配信	○	3-10
-	C2401B09	年金支払状況（決算）	年次年金支払状況	本省業務課	コマンド 配信	○	3-13
-	C2401B13	特別支給金支払状況表	特別支給金支払状況 表	本省業務課	コマンド 配信	○	3-16
-	C2401B21	二次健診等給付支払状 況表	二次健診等給付支払 状況表	本省業務課	コマンド 配信	○	3-19

II 給付データの作成

1 給付支払調査票の入力処理の流れ



2 給付支払調査票作成のための準備

(1) 短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認

地方局署において手払いにより保険給付を行った場合、当該請求書等に記載されている給付キーを点検し、誤りがないか確認する。

なお、給付支払調査票に記入する各給付の給付キーは下表のとおりである。

給付の種別・種類別給付キー一覧表

給付の名称		給付の 種別	給付の 種類	短期給付キー	長期給付キー (年金証書番号)	二次健診等 給付キー
療 養	療養の費用（短期）	1	1	○	×	×
	療養の費用（長期）	1	2	×	○	×
	診療費（短期）	1	3	○	×	×
	診療費（長期）	1	4	×	○	×
	指定薬局（短期）	1	5	○	×	×
	指定薬局（長期）	1	6	×	○	×
休業（補償）給付		2	-	○	×	×
障 害	一時金（短期）	3	1	○	×	×
	年金（未支給年金）	3	2	×	○	×
	前払一時金	3	3	×	○	×
	差額一時金	3	4	×	○	×
	一時金（長期）	3	5	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	3	6	×	○	×
遺 族	一時金（短期）	4	1	○	×	×
	年金（未支給年金）	4	2	×	○	×
	前払一時金	4	3	×	○	×
	差額一時金	4	4	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	4	6	×	○	×
特 別 遺 族	特別遺族一時金	4	7	○	×	×
	特別遺族差額一時金	4	8	×	○	×
	特別遺族年金（未支給年金）	4	9	×	○	×
葬 祭	即死又は短期受給者	5	1	○	×	×
	傷病年金受給者	5	2	×	○	×
傷 病	年金（未支給年金）	6	2	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	6	6	×	○	×
介護（補償）給付		7	-	×	○	×
二次健康診断等給付		8	-	×	×	○

注）長期給付キー（年金証書番号）による給付について、特殊事由コードに「1」を記入した場合は、短期給付キーも併せて記入すること。

(2) 記入項目の確認

当該請求書等の記載内容を点検し、給付支払調査票の記入項目を確認する。

なお、以下の項目（特殊事由コード、三者コード、特定疾病コード、特別加入者コード、療養開始年月日、障害・傷病等級号、平均賃金、性別、業災傷病性質、通災傷病性質、傷病部位又は通勤方法、事故の相手方）については、特殊事由コードに「1」を入力した場合に記入することとしているため、通常は記入する必要がない。

3 給付支払調査票の作成

(1) 通常の処理

労働局及び監督署において、給付業務によらず手払いにより保険給付を行ったとき又は手払いにより保険給付で回収を行ったときは、当該請求書等に基づき給付の種別・種類に応じて給付支払調査票を作成し、入力を行うこと。

イ 支払データ

手払いにより保険給付を行った場合

ロ 追給データ

過少払いにより追給を行った場合

ハ 取消データ（全額回収データ）

支払の取消を行い全額回収した場合

ニ 回収データ（一部回収データ）

過誤払いにより支払額の一部を回収した場合

(2) 給付支払調査票入力後の訂正及び取消処理

給付支払調査票を入力した後に入力済みの当該データを訂正するとき、又は給付業務による給付データの修正が不可能なときは、次により訂正及び取消のための給付支払調査票を作成し入力を行うこと。

なお、旧4月分入力時（旧年度会計としての入力）に間に合わず、システム上、過年度となった支払に係る保険給付額等の訂正を行う場合は、地方局署の端末からは入力できないので本省業務課に報告すること。

イ 取消データ

（イ） 同一案件データが存在する場合

（ロ） 当初入力した帳票の記入内容に誤りがあった場合（金額の記入誤りを除く）

ロ 訂正データ

（イ） 給付業務による給付データの修正が不可能な場合

（ロ） 金額の記入誤りによる増額訂正又は減額訂正を行う場合

(3) 帳票作成上の注意事項

イ 給付データの内容にかかわらず、支払又は回収等データ1件につき、1枚の給付支払調査票を作成すること。例えば同一の被災者に対する複数件の支払であっても1枚の帳票にまとめるのではなく、当該件数分の枚数の帳票を作成する。

ロ 取消データ及び回収データの「支払（回収）年月日」は、回収金の戻入があった日とする。また、「支給（回収）決定年月日」は、当該回収を決定した日とする。

ハ 同一案件データが存在している場合は、「取消等の表示」により当初データとは反対のコードを用い、その他の項目は同一内容とする。（例：当初「支給」⇒訂正「取消」、当初「追給」⇒訂正「一部回収」）

ニ 当初入力した帳票の記入内容に誤り（金額の記入誤りを除く）があった場合は、先に入力したデータの取消データと正しい内容のデータの2枚を作成すること。

- ホ 過年度支払に係る保険給付を回収した場合は給付支払調査票の入力は必要としない。
- ヘ 給付業務による給付データの修正が不可能な場合は、給付データを修正するための給付支払調査票を作成し、本省業務課に報告すること。
なお、給付業務での予算コードの取扱誤りの場合、当年度のデータが正しく反映されなくなるため、給付システム側で訂正すること。

(4) 作成対象

- イ 給付業務で支払が行われていない療養（補償）給付のうち、訪問看護料の支払又は回収を行ったとき。
- ロ 給付業務で保険給付が行われている場合は、機械処理で給付データを作成するため、給付支払調査票の作成は原則として必要としない。
- ハ 労災就学等援護費及び休業補償特別援護金等の各種援護金は、給付統計処理の対象としていないため、給付支払調査票の入力は必要としない。

(5) 給付支払調査票の様式（帳票種別 36102）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 36102		(1) 支払局署 □□□□		(2) 特殊事由コード □		(3) 予算コード □		
共通項目	(4) 労働保険番号 氏名(カナ)	府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 □□□□□□□□□□□□□□□□				(5) 被災者生年月日／受診者生年月日 元 年 月 日 元 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□□□		
	(6) 年金証書番号	管轄局 種別 西暦年 番号 □□□□□□□□□□□□□□□□				(7) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日 元 年 月 日 元 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□□□		
	目	(9) 業通二別	(10) 給付の種類別	(11) 給付の種類／特例コード	(12) 取消等の表示	(13) 新規継続再発の別		
		(14) 給付日数	(15) 三者コード	(16) 特定疾病コード	(17) 特別加入者コード	(18) 支払コード		
給付額等	(19) 保険給付額	千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□□□□□□□□□□□□□			(20) 特別支給金A			
	(21) 特別支給金B	千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□□□□□□□□□□□□□			(22) 介護費用支出額			
支払年月日等	(23) 支払(回収)年月日	元 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□□□			(24) 支給(回収)決定年月日			
	(25) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	元 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□□□			(26) 給付期間の末日			
	(27) 療養開始年月日	元 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□□□						
療養項目等	(28) 診療機関の別	(29) 実診療日数等	(30) 指定・非指定の別	(31) 指定病院番号				
	(32) 特殊費用の別		(33) 入院・非入院の別					
その他	(34) 障害・傷病等級号	(35) 給付基礎日額			(36) 算定基礎日額			
	(37) 平均賃金	(38) 介護区分			(39) 介護者コード			
災害統計項目	(40) 性別	(41) 業災傷病性質	(42) 通災傷病性質	(43) 傷病部位又は通勤方法	(44) 事故の相手方			
健診結果等	一次健診結果	(45) 血圧	(46) 血中脂質	(47) 血糖検査方法	(48) 血糖所見	(49) BMI	(50) 尿蛋白	
	二次健診検査項目等	(51) 検査1	(52) 検査2	(53) 検査3	(54) 検査4	(55) 検査5	(56) 検査6	
備考	(57) 療定保険種別				(58) 脳又は心臓疾患			
	(59) 健診給付病院等の番号							
				決 裁 課 長 調整官 監 察 官 係 長 係 員 署 長 次 長 課 長 係 長 係 員				

(6) 記入項目

イ 療養（補償）給付〔短期給付キー〕

(イ) 作成上の注意事項

短期業務によらず、短期受給者に係る療養（補償）給付を支払った場合、又は短期業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

なお、年金受給者に係る療養（補償）給付については、ロ 療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕により作成すること。

(ロ) 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金 A	特別支給金 B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	○	○	▲	○

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査 1	検査 2	検査 3	検査 4	検査 5	検査 6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
項目名 給付の種類		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	
療養の費用	一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	1	×	3	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	×	○
	柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	1	×	3	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	×	6	×
	はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	1	×	3	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	×	○	×
	診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	1	×	3	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	×	4, 5	×
診療費		○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	3	×	3	▲	▲	▲	1, 3	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	×	○
指定薬局		○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	5	×	3	▲	▲	▲	1	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	×	9	×
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	1	○	6	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	△
	回	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	1, 3	1	○	2	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	△
	収	全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	1, 3	1	○	1	3	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	△

○…必ず記入する ×… 記入しない △…該当する場合に記入 ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

* 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し、作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

ロ 療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕

（イ）作成上の注意事項

短期業務によらず、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付を支払った場合、又は短期業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

なお、障害（補償）年金受給者に係る装具費又は診断書及び遺族（補償）年金受給者に係る診断書についても〔長期給付キー（年金証書番号）〕として作成すること。

（ロ）必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	○	○	▲	○

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査 1	検査 2	検査 3	検査 4	検査 5	検査 6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	○	○	○	○	○	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	15	16	17	18	19	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
項目名	給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号
療養の費用	一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	1,5	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	○	▲
	柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	1,5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	6	×	▲
	はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	1,5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×	▲
	診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	1,5	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	4,5	×	▲
診療費		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	4	×	▲	▲	▲	1,3	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	○	▲
指定薬局(長期)		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	6	×	▲	▲	▲	1	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	9	×	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	6	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
	回 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	2	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
	収 全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	1	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

* 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

ハ 休業（補償）給付

（イ）作成上の注意事項

短期業務によらず、休業（補償）給付及び休業特別支給金を支払った場合、又は短期業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において第三者行為災害により特別支給金のみを支払ったもの及び第三者行為災害又は事業主責任災害による損害賠償金の受領等により、調整が必要な場合（給付の種類が変更される場合）は、当初支払分の取消処理を行うとともに、調整後の正しいデータを新たに入力すること。

（ロ）必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	▲	▲	▲	○	○	×	○	×	○	○	○	○	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	21	23	24	25	26	27	35	37	40	41	42	43	44
項目名	給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金B	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	給付基礎日額	平均賃金	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
	給付の種類	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	1	×	○	▲	▲	▲	1, 5	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
保険給付と特別支給金を同時に支払った場合		○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	1	×	○	▲	▲	▲	1, 5	×	○	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
第三者行為災害等により特別支給金のみを支払った場合		○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	2	×	○	▲	▲	▲	1, 5	×	○	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	○	6	×	▲	▲	▲	1, 5	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	○	2	×	▲	▲	▲	1, 5	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	○	1, 3	2	○	1	○	▲	▲	▲	1, 5	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

* 1 項目番号 19 及び 21 の全てが 0 又は空白となることはない。

* 2 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

ニ 障害（補償）給付

（イ）作成上の注意事項

年金業務によらず、障害（補償）給付、障害特別支給金及び障害特別一時金又は障害特別年金を支払った場合、又は年金業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において障害特別支給金（定額の特別支給金）は「項番20 特別支給金A」に、障害特別一時金又は障害特別年金（特別給与を基礎とする特別支給金）は「項番21 特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

（ロ）必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24	27	34	35	36	37	40	41	42	43	44	
項目名		給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
障害(補償)一時金			○	▲	△	○	○	○	×	1,3	3	1	×	○	○	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金			○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	2	×	○	○	▲	▲	▲	1,5	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金前払一時金			○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	3	×	×	○	▲	▲	▲	1,5	○	×	×	○	○	▲	▲	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金差額一時金			○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	4	×	×	×	▲	▲	▲	1,5	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)一時金(年金)			○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	5	×	×	○	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害特別支給金(定額)のみの支払			○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	6	×	×	×	▲	▲	▲	1,5	×	○	×	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更	追給又は増額訂正		○	▲	△	△	△	△	△	1,3	3	○	6	×	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	回収	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	3	○	2	×	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
		全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	△	1,3	3	○	1	△	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

* 1 項目番号 19、20 及び 21 の全てが 0 又は空白となることはない。

* 2 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。

なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

ホ 遺族（補償）給付

(イ) 作成上の注意事項

年金業務によらず、遺族(補償)給付、遺族特別支給金及び遺族特別一時金又は遺族特別年金を支払った場合、又は年金業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において遺族特別支給金(定額の特別支給金)は「項番 20 特別支給金A」に、遺族特別一時金又は遺族特別年金(特別給与を基礎とする特別支給金)は「項番 21 特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

(ロ) 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査 1	検査 2	検査 3	検査 4	検査 5	検査 6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24	27	34	35	36	37	40	41	42	43	44
項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
遺族（補償）一時金		○	▲	△	○	○	○	○	×	1, 3	4	1	×	×	○	▲	▲	▲	1, 5	△	△	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
遺族（補償）年金		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	4	2	×	○	○	▲	▲	▲	1, 5	△	×	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
遺族（補償）年金前払一時金		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	4	3	×	×	○	▲	▲	▲	1, 5	○	×	×	○	○	▲	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲
遺族（補償）年金差額一時金		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	4	4	×	×	△	▲	▲	▲	1, 5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
遺族特別支給金（定額）のみの支払		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	4	6	×	×	×	▲	▲	▲	1, 5	×	○	×	○	○	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲
特別遺族一時金		○	▲	△	○	○	○	○	×	1	4	7	×	×	×	×	▲	▲	1, 5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	×
特別遺族差額一時金		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1	4	8	×	×	×	×	▲	▲	1, 5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	×
特別遺族年金		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1	4	9	×	○	○	×	▲	▲	1, 5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	×
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	△	1, 3	4	○	6	×	△	▲	▲	▲	1, 5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	回収	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1, 3	4	○	2	×	△	▲	▲	▲	1, 5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
		全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	△	1, 3	4	○	1	△	△	▲	▲	▲	1, 5	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

*1 項目番号 19、20 及び 21 の全てが 0 又は空白となることはない。

*2 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。

なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

へ 葬祭料（給付）

（イ）作成上の注意事項

年金業務によらず、葬祭料（給付）を支払った場合、又は年金業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

なお、「項番14 給付日数」には、葬祭料の支給条件として、給付基礎日額の60 日分を支払った場合は「60」、給付基礎日額の30 日分+定額を支払った場合は「30」を記入すること。

（ロ）必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	×	×	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	▲	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	23	24	27	34	35	37	40	41	42	43	44
項目名	給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	平均賃金	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
	給付の種類																														
即死又は短期受給者が死亡した場合の葬祭料		○	▲	△	○	○	○	○	×	1, 3	5	1	×	○	○	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	▲	×	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
傷病(補償)年金受給者が死亡した場合の葬祭料		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	5	2	×	×	○	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更 収	追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	△	1, 3	5	○	6	×	×	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	△	1, 3	5	○	2	×	×	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
	全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	△	1, 3	5	○	1	△	○	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

* 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

ト 傷病（補償）年金

(イ) 作成上の注意事項

年金業務によらず、傷病（補償）年金（未支給年金）、傷病特別支給金及び傷病特別年金（未支給の特別年金）を支払った場合、又は年金業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において傷病特別支給金（定額の特別支給金）は「項番 20 特別支給金A」に、傷病特別年金（特別給与を基礎とする特別支給金）は「項番 21 特別支給金B」に記入すること。

(ロ) 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査 1	検査 2	検査 3	検査 4	検査 5	検査 6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24	25	26	27	34	35	36	37	40	41	42	43	44	
項目名 給付の種類		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	
		傷病(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	6	2	×	3	○	▲	▲	▲	1,5	△	×	△	○	○	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
傷病特別支給金(定額)のみの支払		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	6	6	×	×	×	▲	▲	▲	1,5	×	○	×	○	○	×	×	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	6	×	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	回	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	2	×	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	収	全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	1	△	△	▲	▲	▲	1,5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

*1 項目番号 19、20 及び 21 の全てが 0 又は空白となることはない。

*2 給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。

なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

チ 介護（補償）給付

（イ）作成上の注意事項

短期業務によらず、介護（補償）給付を支払った場合、又は短期業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において「項番39 介護者コード」の訂正により保険給付額を訂正する場合は、当初支払分の取消データの入力を行うとともに、正しいデータを新たに入力すること。

（ロ）必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	×	×	○	○	○	○	○	▲	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	○	×	×	×	×	▲	×	×	×	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	23	24	25	26	27	29	34	38	39	40	41	42	43	44	
項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	実診療日数等	障害・傷病等級号	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	通災性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	
給付の種類																																				
介護費用を支出した場合		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	7	1	×	○	○	▲	▲	▲	1, 5	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲
介護費用を支出しない場合		○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	7	3	×	○	○	▲	▲	▲	1, 5	○	×	○	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲
決定 の 変 更	追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	7	○	6	×	×	▲	▲	▲	1, 5	○	△	○	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲
	回 一部回収又は 一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	7	○	2	×	×	▲	▲	▲	1, 5	○	△	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	
	収 全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	○	1, 3	7	○	1	○	○	▲	▲	▲	1, 5	○	△	○	○	○	○	▲	△	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

*給付業務により作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。

なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

リ 二次健康診断等給付

(イ) 作成上の注意事項

短期業務によらず、二次健診等給付を支払った場合、または短期業務による給付データの訂正が不可能な場合に作成する。

なお、一部の項目について、既存項目名を二次健診等給付項目名として読むこととする。

(ロ) 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項 目 名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／ 受診者生年月日	氏名（カナ）	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×

項目番号	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項 目 名	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	業災傷病性質	通災傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	B M I	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○…記入対象項目 ×…記入不要項目 ▲…特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

(ハ) 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	18	19	23	24	25	40	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
項目名 給付の種類		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	氏名(カナ)	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	支払コード	保険給付額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	性別	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
特例コード無の場合		○	▲	△	○	○	○	○	5	8	7	×	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有の場合(3 か月超)		○	▲	△	○	○	○	○	5	8	1	×	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有の場合(産業医等)		○	▲	△	○	○	○	○	5	8	3	×	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有の場合(1 及び 3)		○	▲	△	○	○	○	○	5	8	5	×	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更 収	追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	○	5	8	○	6	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	○	5	8	○	2	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	○	5	8	○	1	1,3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○…必ず記入する ×…記入しない △…該当する場合に記入する ▲…特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

入力データにおいて、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(7) 記入要領

項目 番号	項目名	記 入 要 領
1	支払局署	本省払については、「管轄局署」を、署払については「支払局署」のコードを記入すること。 なお、二次健診等給付については、受診者の所属する事業場の「管轄局」のコードを記入すること。
2	特殊事由コード	給付業務において、被災労働者の短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーが管理されていない場合、又は「統合台帳」に移行されたものについて「1」を記入する。 特殊事由コードを「1」で入力すると、給付業務の各給付台帳との突合及び共通情報の入手を行わないので、給付データとして不足する項目（給付の種別ごとに「(ハ) 記入項目」を参照）を追加記入すること。
3	予算コード	入力月が4月の場合に次のコードを記入する。なお、他の月に入力する場合は空欄とする。 新年度予算で支払った場合 1 旧年度予算で支払った場合 3
4	労働保険番号	被災労働者又は二次健診受診者の所属する事業場の労働保険番号を記入する。 なお、枝番号が「000」の場合は、省略せず「000」と記入すること。
5	被災者生年月日／ 受診者生年月日	被災労働者又は二次健診受診者の生年月日に次の元号コードを付して記入する。 明 治 1 大 正 3 昭 和 5 平 成 7
6	氏名（カナ）	被災労働者又は二次健診受診者の氏名（カナ）を記入する。
7	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	被災労働者の負傷又は発病年月日あるいは二次健診受診者の二次健診受診年月日に元号コードを付して記入する。 ただし、特別遺族給付の場合、「傷病年月日」でなく、「死亡労働者等の死亡年月日」と読み替える。 なお、元号コードは「5 被災者生年月日／受診者生年月日」欄を参照すること。
8	年金証書番号	被災労働者の「年金証書番号」を記入する。

項目 番号	項目名	記 入 要 領
9	業通二別	業通別又は二次健診について、次のコードを記入する。 業 務 災 害 1 通 勤 災 害 3 二次健診等給付 5 特別遺族給付について、次のコードを記入する。 業 務 災 害 1
10	給付の種別	保険給付の種別について、次のコードを記入する。 療養(補償)給付 1 休業(補償)給付 2 障害(補償)給付 3 遺族(補償)給付 4 葬祭料(給付) 5 傷病(補償)年金 6 介護(補償)給付 7 二次健診等給付 8
11	給付の種類／ 特例コード	上記「10 給付の種別」により次のコードを記入する。 ○ 療養(補償)給付の場合 a 療養の費用(短期) 1 b 療養の費用(年金) 2 c 診療費(短期) 3 d 診療費(年金) 4 e 指定薬局(短期) 5 f 指定薬局(年金) 6 ○ 休業(補償)給付の場合 a 休業(補償)給付 1 b 休業特別支給金のみの支払(第三者行為災害等により特別支給金のみを支払ったもの) 2

項目 番号	項目名	記 入 要 領
11	給付の種類／ 特例コード	○ 障害(補償)給付の場合 a 障害(補償)一時金 1 b 未支給の障害(補償)年金 2 c 障害(補償)年金前払一時金 3 d 障害(補償)年金差額一時金 4 e 障害(補償)年金受給者の障害等級が8～14級となった場合の一時金又は傷病(補償)年金 受給者が治ゆし、残存障害の障害等級が8～14級となった場合の一時金 5 f 障害(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い又は傷病(補償)年金から障害(補償)年金 に移行した際に支払われる障害特別支給金の差額 6 ○ 遺族(補償)給付の場合 a 遺族(補償)一時金 1 b 未支給の遺族(補償)年金 2 c 遺族(補償)年金前払一時金 3 d 遺族(補償)年金差額一時金又は傷病(補償)年金受給者が死亡し、遺族(補償)年金を受ける 遺族がいない場合の一時金 4 e 遺族(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い 6 f 特別遺族一時金 7 g 特別遺族差額一時金 8 h 特別遺族年金(未支給を含む) 9 ○ 葬祭料(給付)の場合 a 即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料(給付) 1 b 傷病(補償)年金受給者が死亡した場合の葬祭料(給付) 2 ○ 傷病(補償)年金の場合 a 未支給の傷病(補償)年金 2 b 傷病(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い 6 ○ 介護(補償)給付の場合 a 介護費用を支出して介護を受けた場合 1 b 介護費用を支出しないで介護を受けた場合 3

項目 番号	項目名	記 入 要 領
11	給付の種類／ 特例コード	○ 二次健診等給付の場合 a 特例コードなし 7 b 特例コードあり(3か月超) 1 c 特例コードあり(産業医等) 3 d 特例コードあり(3か月超及び産業医等) 5
12	取消等の表示	当該給付の支給決定を変更した場合に、次のコードを記入する。 追給又は増額訂正 6 一部回収又は一部減額訂正 2 全額回収又は取消し 1 なお、通常の支払いについては記入しないこと。
13	新規継続再発の別	給付の種別又は給付の種類に応じて次のコードを記入する。 ○ 療養（補償）給付の場合（給付の種別が1のもの） a 継続 3 ※療養（補償）給付の場合、当該支払又は取消データが1（新規）であっても3（継続）として報告すること ○ 休業（補償）給付の場合（給付の種別が2のもの） a 新規 1 b 継続 3

項目 番号	項目名	記 入 要 領
13	新規継続再発の別	○ 障害（補償）一時金の場合（給付の種別が 3, 給付の種類が 1 のもの） a 休業なしの場合 1 b 休業ありの場合 3 ○ 障害（補償）年金の場合（給付の種別が 3, 給付の種類が 2 のもの） a 新 規 1 b 継 続 3 ○ 遺族（補償）年金の場合（給付の種別が 4, 給付の種類が 2 のもの） a 新 規 1 b 継 続 3 ○ 即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料（給付）の場合（給付の種別が 5, 給付の種類が 1 のもの） a 療養あり、休業なしの時 1 b 療養あり、休業ありの時 3 c 療養なし、休業なしの時 5 ○ 傷病（補償）年金の場合（給付の種別が 6, 給付の種類が 2 のもの） a 継続 3 ○ 介護（補償）給付の場合（給付の種別が 7 のもの） a 新規 1 b 継続 3

項目番号	項目名	記 入 要 領								
14	給付日数	給付の種別又は給付の種類に応じて次の日数を記入する。 ○ 障害（補償）給付（給付の種別が3のもの） a 年金からの転帰者を含む障害（補償）一時金（給付の種類が1又は5のもの）については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の障害（補償）年金（給付の種類が2のもの）については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 c 障害（補償）年金前払一時金（給付の種類が3のもの）については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 遺族（補償）給付（給付の種別が4のもの） a 年金からの転帰者を含む遺族（補償）一時金（給付の種類が1又は4のもの）については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の遺族（補償）年金（給付の種類が2のもの）については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 c 遺族（補償）年金前払一時金（給付の種類が3のもの）については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 特別遺族給付金の場合 a 取扱いは遺族（補償）給付の場合と同様である。未支給の特別遺族年金については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 ○ 葬祭料（給付）（給付の種別が5のもの） a 給付基礎日額の60日分のときは60日、定額＋給付基礎日額の30日分のときは30日を記入すること。 ○ 傷病（補償）年金（給付の種別が6のもの） a 未支給の傷病（補償）年金（給付の種別が2のもの）については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 ○ 介護（補償）給付（給付の種別が7のもの） a 1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日、3ヵ月分のときは90日を記入すること。 なお、3ヵ月分を超える支払いの場合は、別葉とし、2枚作成すること。								
15	三者コード	第三者行為災害の場合は、次のコードを記入する。 <table><tr><td>自 賠 先 行</td><td>1</td></tr><tr><td>労 災 先 行</td><td>3</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>5</td></tr><tr><td>取 消</td><td>9</td></tr></table>	自 賠 先 行	1	労 災 先 行	3	そ の 他	5	取 消	9
自 賠 先 行	1									
労 災 先 行	3									
そ の 他	5									
取 消	9									

項目 番号	項目名	記 入 要 領
16	特定疾病コード	特定疾病の場合は、次のコードを記入する。 特 定 疾 病 7
17	特別加入者コード	特別加入の場合に「特別加入者コード表」によるコードを記入する。
18	支払コード	支払箇所により、次のコードを記入する。 本省払..... 1 局 払..... 3 署 払..... 5
19	保険給付額	保険給付の支払（回収）額を記入する。
20	特別支給金A	障害（補償）給付、遺族（補償）給付及び傷病（補償）年金における定額の特別支給金の支払（回収）額を記入する。
21	特別支給金B	休業特別支給金及び特別給与を基礎とする特別支給金（障害特別一時金、遺族特別一時金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金）の支払（回収額）を記入する。
22	介護費用支出額	費用を支出して介護を受けた場合の介護費用支出額の合計を記入する。
23	支払（回収）年月日	支払（回収）年月日を記入する。
24	支給（回収）決定年月日	支給（回収）決定年月日を記入する。
25	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月 日	○ 二次健診等給付以外 a 給付期間の初日を記入する。 なお、休業（補償）給付については、待機期間（療養開始から3日間）を含めないこと。 ○ 二次健診等給付 a 直近の一次健康診断受診年月日を記入する。
26	給付期間の末日	給付期間の末日を記入する。

項目 番号	項目名	記 入 要 領
27	療養開始年月日	被災労働者の療養開始年月日を記入する。
28	診療機関の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 労災病院 1 国公立病院 3 公益、社保病院 5 その他の医療機関 7
29	実診療日数等	○ 療養（補償）給付の場合（給付の種別が1のもの） (1) 一般診療の場合は、その支払いの基礎となった診療実日数を記入すること。 (2) 特殊費用のみを支払った場合は、次により記入すること。 イ 柔復・はり、きゅう----- 施術の実日数 ロ 看護料、訪問看護料----- 看護の実日数 ハ 移送費----- 移送回数又は通院回数 ニ 薬局薬剤費----- 調剤数量 ○ 介護（補償）給付の場合（給付の種別が7, 給付の種類が1のもの） 介護費用を支出した場合のみ介護日数を記入すること。
30	指定・非指定の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 指定医療機関 1 非指定医療機関 3
31	指定病院番号	診療費の場合に、指定病院番号を記入する。
32	特殊費用の別	特殊費用の種別に応じて、次のコードを記入する。 看護料 1 訪問看護料 2 移送費 3 装具費 4 診断書料 5 柔道整復施術料 6 はり、きゅう施術料 7 薬剤費 8 指定薬局薬剤費 9

項目 番号	項目名	記 入 要 領
33	入院・非入院の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 入 院 1 非入院 3
34	障害・傷病等級号	被災労働者の障害・傷病等級号を記入する。
35	給付基礎日額	当該請求に係る給付基礎日額を記入する。
36	算定基礎日額	当該請求に係る算定基礎日額を記入する。
37	平均賃金	当該請求に係る平均賃金を記入する。
38	介護区分	介護（補償）給付について、次のコードを記入する。 常 時 介 護 1 随 時 介 護 3
39	介護者ロード	介護（補償）給付について、次のコードを記入する。 民間事業者のみ 1 家族、友人のみ 3 家族、友人と民間事業者の両方による介護 5
40	性別	被災労働者の性別について、次のコードを記入する。 男 性 1 女 性 3
41	業災傷病性質	別表5「業災傷病性質コード表」により該当するコードを記入する。※ 左詰めで記入する。
42	通災傷病性質	別表7「通災傷病性質コード表」により該当するコードを記入する。
43	傷病部位又は通勤方法	別表6「傷病部位コード表」（業務災害）又は別表8「通勤方法コード表」（通勤災害）により該当するコードを記入する。
44	事故の相手方	別表9「事故の相手方コード表」（通勤災害）により該当するコードを記入する。

項目 番号	項目名	記 入 要 領
45	血圧	血圧の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
46	血中脂質	血中脂質検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
47	血糖検査方法	血糖検査の方法について、次のコードを記入する。 血糖値検査 1 ヘモグロビンA1c 3
48	血糖所見	血糖検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
49	B M I	BMI(肥満度)の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
50	尿蛋白	尿中蛋白検査の所見について、次のコードを記入する。 － 1 ± 3 ＋ 5 ＋＋ 7 ＋＋＋ 9
51	検査 1	二次健診結果のうち、空腹時の血中脂質検査について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3

項目 番号	項目名	記 入 要 領
52	検査 2	二次健診結果のうち、空腹時の血糖値検査について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
53	検査 3	二次健診結果のうち、ヘモグロビン A1c 検査について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
54	検査 4	二次健診結果のうち、負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)について、次のコードを記入する。 負荷心電図 1 胸部超音波 3
55	検査 5	二次健診結果のうち、頸部超音波検査(頸部エコー検査)について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
56	検査 6	二次健診結果のうち、微量アルブミン尿検査について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
57	特定保健指導	特定保健指導について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
58	脳又は心臓疾患	脳又は心臓疾患について、次のコードを記入する。 あ り 1 な し 3
59	健診給付病院等の番号	二次健診指定病院等の番号を記入する。

(8) 記入例

イ 療養（補償）給付……長期訪問看護

■ 労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳 票 種 別		(1) 支払局署		(2) 特殊事由コード		(3) 予算コード	
36102		2701					
共 通 項 目	(4) 労働 保険 番号	府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号				(5) 被災者生年月日／受診者生年月日	
	(6) 氏 名 (カナ)						
	(8) 年金証 書番号	管 轄 局 種 別 西 暦 年 番 号				(7) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日	
	27199XXXX				元 年 月 日 元 年 月 日		
目	(9) 業通二別	(10) 給付の種類	(11) 給付の種類／特例コード	(12) 取消等の表示	(13) 新規継続再発の別		
	3	1	2				
給 付 額 等	(14) 給付日数	(15) 三者コード	(16) 特定疾病コード	(17) 特別加入者コード	(18) 支払コード		
					5		
支 払 年 月 日 等	(19) 保険給付額	(20) 特別支給金A				(21) 特別支給金B	
療 養 項 目 等	(23) 支払(回収)年月日	(24) 支給(回収)決定年月日				(25) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	
そ の 他	(27) 療養開始年月日	(28) 診療機関の別				(29) 実診療日数等	
						12	
災 害 統 計 項 目	(32) 特殊費用の別	(33) 入院・非入院の別				(34) 障害・傷病等級号	
	2						
健 診 結 果 等	(35) 給付基礎日額	(36) 算定基礎日額				(37) 平均賃金	
備 考	(40) 性別	(41) 業災傷病性質	(42) 通災傷病性質	(43) 傷病部位又は通勤方法	(44) 事故の相手方		
一 次 健 診 結 果	(45) 血圧	(46) 血中脂質	(47) 血糖検査方法	(48) 血糖所見	(49) BMI	(50) 尿蛋白	
二 次 健 診 結 果 等	(51) 検査1	(52) 検査2	(53) 検査3	(54) 検査4	(55) 検査5	(56) 検査6	
決 裁 官	(57) 所定職階				(58) 職又は職階		
調 整 官	(59) 健康給付病院等の番号				(60) 健康給付病院等の番号		
監 察 官							
係 長							
係 員							

ロ 休業（補償）給付（特殊事由コード有りのとき）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳 票 種 別		(1) 支払局署		(2) 特殊事由コード		(3) 予算コード														
36102		1001		1																
共 通 項 目	(4) 労働 保険 番号	府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号										(5) 被災者生年月日／受診者生年月日								
		1 0 1 0 1 X X X X X X X X X X										5 2 5 1 0 1								
	(6) 氏 名 (カナ)	X X X X X X X X X X X X X X X X																		
	(8) 年金 証 書 番 号	管 轄 局 種 別 西 暦 年 番 号										(7) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日								
給 付 額 等	(9) 業通二別		(10) 給付の種類別		(11) 給付の種類／特例コード		(12) 取消等の表示		(13) 新規継続再発の別											
	1		2		1				3											
	(14) 給付日数		(15) 三者コード		(16) 特定疾病コード		(17) 特別加入者コード		(18) 支払コード											
	0 0 0 0		0		0		2 1		5											
支 払 年 月 日 等	(19) 保険給付額										(20) 特別支給金A									
	0 0 0 0 6 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
	(21) 特別支給金B										(22) 介護費用支出額									
	0 0 0 0 2 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
療 養 項 目 等	(23) 支払(回収)年月日										(24) 支給(回収)決定年月日									
	7 2 3 0 5 0 6										7 2 3 0 5 0 2									
	(25) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日										(26) 給付期間の末日									
	7 2 3 0 4 0 1										7 2 3 0 4 1 1									
そ の 他	(27) 療養開始年月日																			
	7 2 1 1 1 0 1																			
	(28) 診療機関の別		(29) 実診療日数等		(30) 指定・非指定の別		(31) 指定病院番号													
	0		0 0 0		0		0 0 0 0 0 0 0													
災 害 統 計 項 目	(32) 特殊費用の別		(33) 入院・非入院の別																	
	0		0																	
	(34) 障害・傷病等級号		(35) 給付基礎日額		(36) 算定基礎日額															
	0 0 0 0		0 1 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0															
健 診 結 果 等	(37) 平均賃金		(38) 介護区分		(39) 介護者コード															
	0 1 0 0 0 0 0		0		0															
	(40) 性別		(41) 業災傷病性質		(42) 通災傷病性質		(43) 傷病部位又は通勤方法		(44) 事故の相手方											
	1		0 0 0 1 0 0 0		0 0		4 7		0 0											
備 考	一次健診 結 果		(45) 血圧		(46) 血中脂質		(47) 血糖検査方法		(48) 血糖所見		(49) BMI		(50) 尿蛋白							
	0 0		0		0		0		0		0		0							
	二次健診 検査項目等		(51) 検査1		(52) 検査2		(53) 検査3		(54) 検査4		(55) 検査5		(56) 検査6		(57) 療養指導		(58) 療養指導		(59) 健診給付病院等の番号	
	0 0		0		0		0		0		0		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0			
決 裁 官 署	年 月 日										課 長 調 整 官 監 察 官 係 長 係 員									
	署 長 次 長 課 長 係 長 係 員																			

ハ 障害（補償）給付……障害補償

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別		(1) 支払局署	(2) 特殊事由コード	(3) 予算コード
36102		4102		
共通項目	(4) 労働保険番号	(5) 被災者生年月日／受診者生年月日		
	(6) 氏名（カナ）			
	(8) 年金証書番号	(7) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日		
	41399XXXX			
目	(9) 業通二別	(10) 給付の種類別	(11) 給付の種類／特例コード	(12) 取消等の表示
	1	3	2	1
給付額等	(14) 給付日数	(15) 三者コード	(16) 特定疾病コード	(17) 特別加入者コード
	60			5
支払年月日等	(19) 保険給付額	(20) 特別支給金A		
	302166			
療養項目等	(21) 特別支給金B	(22) 介護費用支出額		
その他	(23) 支払（回収）年月日	(24) 支給（回収）決定年月日		
	7221215	7221215		
災害統計項目	(25) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	(26) 給付期間の末日		
健診結果等	(27) 療養開始年月日	(28) 診療機関の別	(29) 実診療日数等	(30) 指定・非指定の別
備考	(31) 指定病院番号	(32) 特殊費用の別	(33) 入院・非入院の別	(34) 障害・傷病等級号
健診結果等	(35) 給付基礎日額	(36) 算定基礎日額	(37) 平均賃金	(38) 介護区分
	9960			
健診結果等	(39) 介護者コード	(40) 性別	(41) 業災傷病性質	(42) 通災傷病性質
健診結果等	(43) 傷病部位又は通勤方法	(44) 事故の相手方	(45) 一次健診結果	(46) 血中脂質
健診結果等	(47) 血糖検査方法	(48) 血糖所見	(49) BMI	(50) 尿蛋白
健診結果等	(51) 検査1	(52) 検査2	(53) 検査3	(54) 検査4
健診結果等	(55) 検査5	(56) 検査6	(57) 附帯医指導	(58) 履又は議議患
健診結果等	(59) 健診給付病院等の番号	(60) 健診給付病院等の番号	(61) 健診給付病院等の番号	(62) 健診給付病院等の番号
備考	決裁	年	月	日
	課長	調整官	監察官	係長
備考	署長	次長	課長	係長

ニ 介護(補償)給付……介護費用支出しない場合(入力月が4月かつ旧年度予算の場合)

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別		(1)支払局署		(2)特殊事由コード		(3)予算コード	
36102		2202				3	
共通項目	(4) 労働保険番号	府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号				(5) 被災者生年月日/受診者生年月日	
	(6) 氏名(カナ)						
	(8) 年金証書番号	管轄局 種別 西暦年 番号				(7) 傷病年月日/二次健康診断受診年月日	
	(9) 業通二別	(10) 給付の種類	(11) 給付の種類/特例コード	(12) 取消等の表示	(13) 新規継続再発の別		
給付額等	(14) 給付日数	(15) 三者コード	(16) 特定疾病コード	(17) 特別加入者コード	(18) 支払コード		
	(19) 保険給付額	(20) 特別支給金A	(21) 特別支給金B	(22) 介護費用支出額			
支払年月日等	(23) 支払(回収)年月日	(24) 支給(回収)決定年月日	(25) 給付期間の初日/一次健康診断受診年月日	(26) 給付期間の末日	(27) 療養開始年月日		
	(28) 診療機関の別	(29) 実診療日数等	(30) 指定・非指定の別	(31) 指定病院番号	(32) 特殊費用の別		
	(33) 入院・非入院の別	(34) 障害・傷病等級号	(35) 給付基礎日額	(36) 算定基礎日額	(37) 平均賃金		
その他	(38) 介護区分	(39) 介護者コード	(40) 性別	(41) 業災傷病性質	(42) 通災傷病性質	(43) 傷病部位又は通勤方法	
	(44) 事故の相手方	(45) 血圧	(46) 血中脂質	(47) 血糖検査方法	(48) 血糖所見	(49) BMI	
健康診断結果等	(50) 尿蛋白	(51) 検査1	(52) 検査2	(53) 検査3	(54) 検査4	(55) 検査5	
	(56) 検査6	(57) 特定健診	(58) 雇又は嘱託	(59) 健診給付病院等の番号			
備考	決裁		年		月		
	課長		調整官		監察官		
	署長		次長		課長		
				係長		係員	
				係長		係員	

ホ 二次健康診断等給付

■ 労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳 票 種 別		(1) 支払局署		(2) 特殊事由コード		(3) 予算コード	
36102		27					
共 通 項 目	(4) 労働保険番号	27101XXXXXX					
	(5) 被災者生年月日／受診者生年月日	548512					
	(6) 氏名(カナ)	XXXXXXXXXXXX					
	(8) 年金証書番号	管轄局種別西暦年番号		(7) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日			
給 付 額 等	(9) 業通二別		(10) 給付の種別		(11) 給付の種別／特例コード		(12) 取消等の表示
	5		8		7		
	(14) 給付日数		(15) 三者コード		(16) 特定疾病コード		(17) 特別加入者コード
							3
支 払 年 月 日 等	(19) 保険給付額		(20) 特別支給金A				
	31046						
	(21) 特別支給金B		(22) 介護費用支出額				
療 養 項 目 等	(23) 支払(回収)年月日		(24) 支給(回収)決定年月日				
	720714		720712				
	(25) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日		(26) 給付期間の末日				
	72046						
そ の 他	(27) 療養開始年月日		(31) 指定病院番号				
			XXXXXX				
	(28) 診療機関の別		(29) 実診療日数等		(30) 指定・非指定の別		(32) 特殊費用の別
災 害 補 償 給 付 結 果 等	(34) 障害・傷病等級号		(35) 給付基礎日額		(36) 算定基礎日額		(39) 介護者コード
	(37) 平均賃金		(38) 介護区分		(40) 性別		(41) 業災傷病性質
健 診 結 果 等	(42) 通災傷病性質		(43) 傷病部位又は通勤方法		(44) 事故の相手方		
	(45) 血圧		(46) 血中脂質		(47) 血糖検査方法		(48) 血糖所見
	1		1		1		1
備 考	(49) BMI		(50) 尿蛋白		(51) 検査1		(52) 検査2
	1		3		1		1
	(53) 検査3		(54) 検査4		(55) 検査5		(56) 検査6
	1		3		1		1
(57) 判定継続		(58) 認定継続		(59) 健診給付病院等の番号			
				XXXXXX			
決 裁		年 月 日		課 長		調整官	
署 長		次 長		監 察 官		係 長	
				課 長		係 員	

Ⅲ 各種リストの内容と事務処理

(1) 給付種別別データリスト合計表

[illegible]

※特別遺族給付金のうち特別遺族一時金は遺族（補償）給付の一時金に、特別遺族差額一時金は前払一時金に、特別遺族年金は一時金・年金に含めて集計する。

ロ 目的

このリストは、前月分の給付業務及び給付支払調査票による給付データを基に、給付の種類別に件数、金額について局署に配信を行う。

ハ 出力方法

(イ) 様式

汎用紙

(ロ) 出力端末装置

- ・ 局配信分 汎用プリンタ
- ・ 署配信分 汎用プリンタ

(ハ) 表示方法

ThinClient 端末画面の配信ポートレットのファイルを開く。なお、局においては管轄全署分を閲覧できる。

(ニ) 表示可能日

本省業務課の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

ニ 印書内容

(イ) 災害区分は業災、通災、二次健診及び業通二計とする。

(ロ) 「通常」欄は、前月分の支払データの件数及び金額を印書する。

(ハ) 「追給」欄は、前月分の追給データの件数及び金額を印書する。

(ニ) 「取消」欄は、前月に全額回収額登記（分割納付により完納されたものを含む）された件数及び金額を印書する。

(ホ) 「一部回収」欄は、前月に一部回収額登記（分割納付により完納されたものは除く）された件数及び金額を印書する。

(ヘ) 「合計」欄は、件数については「通常」－「取消」の計算結果を印書し、金額については「通常」＋「追給」－「取消」－「一部回収」の計算結果を印書する。

(ト) 給付種類別については、給付状況検索と同様とする。（「給付状況検索の検索内容」4-7 頁参照）

(2) 第 1 表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算）

イ出力様式

XXXXXXXX

XXXX 99年 99月 分

1 頁

第 1 表 補償給付支払状況平均支払額 (1)

当 果	局	署	業 通 別	業 種	業 種 名 称	療 養 給 付				休 業 給 付			
						療養件数	療養日数	一日当り 金 額	療 養 金 額	休業件数	休業日数	一日当り 金 額	休 業 金 額
X	XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	999,999,999	99999.99	999,999,999,999	9,999,999	99,999,999	99999.99	999,999,999,999

XXXXXXXX

XXXX 99年 99月 分

1 頁

第 1 表 補償給付支払状況平均支払額 (2)

当 果	局	署	業 通 別	業 種	業 種 名 称	障 害 給 付			遺 族 給 付		
						障 害 件 数	一件当り 金 額	障 害 金 額	遺 族 件 数	一件当り 金 額	遺 族 金 額
X	XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	99,999	99,999,999	99,999,999,999	99,999	99,999,999	99,999,999,999

第1表 補償給付支払状況平均支払額 (3)

XXXXXXXX

XXXX 99年 99月 分

1 頁

当 果	局	署	業 種 別	業 種	業 種 名 称	葬 祭 料			介 護 給 付		
						葬 祭 件 数	一件当り 金 額	葬 祭 金 額	介 護 件 数	一件当り 金 額	介 護 金 額
X	XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	99,999	99,999,999	99,999,999,999	99,999	99,999,999	99,999,999,999

第1表 補償給付支払状況平均支払額 (4)

XXXXXXXX

XXXX 99年 99月 分

1 頁

当 果	局	署	業 種 別	業 種	業 種 名 称	合 計				
						平均給付 基礎日額	一日当り療養費の 平均給付基礎日額 に対する比	合 計 件 数	新 規 受給者数	合 計 金 額
X	XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	99,999.99	9999.9	99,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

※「遺族」及び「合計」には特別遺族一時金を含む。

ロ 目的

正常に処理された短期給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報・年報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとし、決算分については、毎年7月末頃に地方局に送付する。

ハ 印書内容

(イ) 局合計は、署コードを「99」署として集計する。

(ロ) 「当累」コードについて、「1」は当月分、「3」は累計分を表す。

(ハ) 「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

(ニ) 「平均給付基礎日額」欄は、「1日あたり休業金額」を0.6で除した計算結果である。

(ホ) 「新規受給者数」欄は、療養新規、葬祭料（療養のないもののみ）及び特別遺族給付新規を集計する。

(ヘ) 上記ホの「療養新規」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（2回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

(ト) 「療養給付」欄には、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付は含まれていない。

(チ) 「障害給付」には、次の給付の種類を集計する。

a 障害（補償）一時金

b 障害（補償）年金差額一時金

c 障害（補償）年金受給者の障害等級が8級から14級となった場合の一時金

d 傷病（補償）年金受給者が治ゆし、残存障害が8級から14級となった場合の一時金

(リ) 「遺族給付」には、次の給付の種類を集計する。

a 遺族（補償）一時金

b 遺族（補償）年金差額一時金

c 傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける権者がいない場合の一時金

d 特別遺族一時金

イ出力様式

第 2 表 特 殊 適 用 別 補 償 給 付 支 払 状 況 (2)

XXXXXX

XXXX 99 年 99 月 分

1 頁

(短 期 給 付)

XXXXXXX

第 2 表 特殊適用別補償給付支払状況 (3)
(年金給付)

XXXX 99 年 99 月 分 1 頁

当 果	局	特 適 別	業 通 別	業 種	業 種 名 称	傷 病 年 金		障 害 年 金		遺 族 年 金		年 金 計	
						件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
X	XX	X	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	999999	99,999,999,999	999999	999,999,999,999	999999	999,999,999,999	999,999	999,999,999,999

XXXXXXX

第 2 表 特殊適用別補償給付支払状況 (4)
(年金給付)

XXXX 99 年 99 月 分 1 頁

当 果	局	特 適 別	業 通 別	業 種	業 種 名 称	傷 病 療 養		合 計	
						件 数	金 額	件 数	金 額
X	XX	X	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	999,999	99,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

※「遺族一時金」には「特別遺族一時金」、「遺族年金」には「特別遺族年金」を含む。

ロ 目的

正常に処理された給付データのうち、特殊適用事業に係るものについて、保険給付の件数及び金額を業種別に集計し、特殊適用事業の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

ハ 印書内容

(イ)「当累」コードについて、「1」は当月分、「3」は累計分を表す。

(ロ)「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

(ハ)「新規受給者数」は、新規療養、葬祭料（療養のないもののみ）及び特別遺族給付新規を集計する。

(ニ)上記ハの「新規療養」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（2回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

(ホ)特殊適用の種別は、次のとおりである。

「1」…………… 事務組合委託事業（4、7を除く。）

「3」…………… 一括有期事業

「4」…………… 事務組合委託の一括有期事業

「5」…………… 一人親方等の特別加入団体

「7」…………… 事務組合委託の一人親方等の特別加入団体

イ出力様式

年 金 支 払 状 況 (2)					XXXX 99 年 99 月分		1 頁			
当 票	局	業 通 別	業 種	業 種 名 称	遺 族 (補 償) 年 金					
					年 金		前 払 一 時 金		計	
					件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
X	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

年 金 支 払 状 況 (3)

XXXXXXXX

XXXX 99 年 99 月分 1 頁

当 界	局	業 通 別	業 種	業 種 名 称	傷病（補償）年金		(1) 年 金 計	
					件 数	金 額	件 数	金 額
X	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

年 金 支 払 状 況 (4)

XXXXXXXX

XXXX 99 年 99 月分 1 頁

当 界	局	業 通 別	業 種	業 種 名 称	(2) 傷病（補償）年金の受給者に係る 療養の給付及び療養の費用			(1) + (2) 合計	
					件 数	日 数	金 額	件 数	金 額
X	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	999,999,999	999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

※「遺族（補償）年金」には特別遺族年金を含む。

ロ 目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

ハ 印書内容

(イ)「当累」コードについて、「１」は当月分、「３」は累計分を表す。

(ロ)「業通別」コードについて、「１」は業務災害、「３」は通勤災害、「９」は業通計を表す。

(ハ)「年金」欄は、未支給年金を集計する。

イ出力様式

年 金 支 払 状 況 (2)										XXXX 99 年度分	1 頁
局	署	業 通 別	業 種	業 種 名 称	遺 族 (補 償) 年 金						
					年 金		前 払 一 時 金		計		
					件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	

年 金 支 払 状 況 (3)

XXXX 99 年度分

1 頁

局	署	業 通 別	業 種	業 種 名 称	傷病（補償）年金		(1) 年 金 計	
					件 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

年 金 支 払 状 況 (4)

XXXX 99 年度分

1 頁

局	署	業 通 別	業 種	業 種 名 称	(2) 傷病（補償）年金の受給者に係る 療養の給付及び療養の費用			(1) + (2) 合計	
					件 数	日 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9,999,999	999,999,999	999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

※「遺族（補償）年金」には特別遺族年金を含む。

ロ 目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎年の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年7月末頃に地方局に送付する。

ハ 印書内容

(イ)「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

(ロ)「年金」欄は、未支給年金を集計する。

(6) 特別支給金支払状況表（決算）

イ出力様式

特 別 支 給 金 支 払 状 況 表 決 算 (1)											
				XXXX 99 年度分 1 頁							
局	署	業 通 別	業 種	休 業		傷 病					
				特 別 支 給 金		特 別 支 給 金		特 別 年 金		傷 病 計	
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

特 別 支 給 金 支 払 状 況 表 決 算 (2)											
				XXXX 99 年度分 1 頁							
局	署	業 通 別	業 種	障 害							
				特 別 支 給 金		特 別 一 時 金		特 別 年 金		障 害 計	
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

特 別 支 給 金 支 払 状 況 表 決 算 (3)

XXXX 99 年度分 1 頁

局	署	業 通 別	業 種	遣 族							
				特 別 支 給 金		特 別 一 時 金		特 別 年 金		遣 族 計	
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

特 別 支 給 金 支 払 状 況 表 決 算 (4)

XXXX 99 年度分 1 頁

局	署	業 通 別	業 種	特 別 支 給 金 計		特 別 一 時 金 計		特 別 年 金 計		合 計	
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
XX	XX	X	XX	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999	9,999,999	9,999,999,999,999

ロ 目的

正常に処理された特別支給金に係る給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎年の特別支給金の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年7月末頃に地方局に送付する。

ハ 印書内容

(イ)「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

(ロ) 傷病、障害及び遺族の特別支給金欄には、定額の特別支給金を集計する。

(ハ) 障害及び遺族の特別一時金欄には、それぞれ下記(ニ)の特別年金を除く特別給与を基礎とする特別支給金を集計する。

(ニ) 傷病、障害及び遺族のそれぞれの特別年金欄は、未支給特別年金を集計する。

イ出力様式

目的

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

2 リスト印書依頼

(1) 対象となるリスト

イ 第1表 補償給付支払状況平均支払額（月報）

ロ 第2表 特殊適用別補償給付支払状況

ハ 年金支払状況（月報）

ニ 二次健康診断等給付支払状況（月報）

(2) 依頼方法

上記(1)のイ～ニについては、次頁の様式により本省業務課に依頼すること。

様式

事 務 連 絡
平 成 年 月 日

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課
短期給付班統計調査係

都道府県労働局労働基準部
労災補償課〇〇係

給付統計関係リストの送付依頼について

標記について、下記のとおり依頼いたします。

記

名 称	印書依頼月
第1表 補償給付支払状況平均支払額(月報)	月分～ 月分
第2表 特殊適用別補償給付支払状況	月分～ 月分
年金支払状況(月報)	月分～ 月分
二次健康診断等給付支払状況(月報)	月分～ 月分

IV 給付状況検索

1 給付状況検索の目的

給付業務及び給付支払調査票による給付データに基づき事業場別、局署・業種別に労災保険給付状況を各端末に出力し、事業主からの給付状況（実額）の照会に対応する等、行政サービスの向上を図るほか、局署別又は業種別の給付状況を通じて、自局管内の労働災害の動向を把握し、事業場又は業界団体への指導・助言を行うなど、労災保険財政の健全化に資するための情報を提供する。

2 検索の概要

(1) 事業場別給付状況検索

労働保険番号、対象年度、業通二別の検索キーを入力することにより、事業場ごとの労災保険給付額について、給付種類別に出力するとともに、当該事業の業種、産業分類、事業場の規模及び該年度の新規受給者数（二次健診等給付分を除く）を出力する。

なお、検索の対象期間については、一括有期事業を含む継続事業場については、単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とし、有期事業については事業成立から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

(2) 局署・業種別給付状況検索

管轄局署コードのほか、支払箇所、業種等の検索キーを入力することにより、管轄局署（署払については支払局署）ごとの労災保険給付額について、支払箇所別、業種別、業通二別及び給付種類別に出力する。

なお、検索の対象期間については、単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

(3) その他

事業場別給付状況検索及び局署・業種別給付状況検索においては、特別遺族給付金のうち特別遺族一時金は遺族（補償）給付の一時金に特別遺族差額一時金は一時金（年金）に特別遺族年金は年金（未支給年金）に含めて集計する。

3 検索業務の運用

(1) 検索可能期間

原則として、前月分までのデータを第6開庁日に検索可能とする。なお、具体的な日程については、本省業務課の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

4 入出力様式

(1) 入力画面

イ 事業場別給付状況検索画面

給付状況検索画面(SC_C00KN001) - Microsoft Internet Explorer

 労働基準行政システム

給付状況検索画面 平成15年12月31日 12:10

(XXX-XXXX) ○○○○は入力必須項目です。

検索条件

検索種別 ☒ 事業場別給付状況検索 ☐ 局署別・業種別検索

労働保険番号

対象年度 年度

業通二別

局署

支払箇所

業種

対象年月 年 月

当累別

旧表示

検索

終了

ロ 局署別・業種別給付状況検索

給付状況検索画面(SC_C00KNO_01) - Microsoft Internet Explorer

労働基準行政システム

給付状況検索画面

検索条件

検索種別 ☐ 事業場別給付状況検索 ☒ 局署別・業種別検索

労働保険番号

対象年度 7:平成 年度

業通二別 1:業務災害

局署 0102

支払箇所 5:署払

業種 02

対象年月 7:平成 23 年 12 月

当累別 9:通常

旧表示 9:通常

検索

終了

(2) 出力画面

イ 事業場別給付状況検索

給付状況検索詳細画面(SC_G00KNO_02) - Microsoft Internet Explorer

労働基準行政システム

給付状況検索詳細画面 平成15年12月31日 12:10

検索結果(事業場別)

労働保険番号	12345678901234
業種	0201:木材伐出業
産業分類	01:農業
業通二別	1:業務災害
対象年度	平成21年度
規模	4:100~299人
新規受給者数	2人

	給付種類	件数(件)	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	短期給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	長期給付(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	休業(補償)給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	前払一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	年金(未支給年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	前払一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	年金(未支給年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	葬祭料(給付)計	9,999,999	9,999,999,999,999
	短期給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	長期給付(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病(補償)年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	介護(補償)給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	二次健康診断等給付	9,999,999	9,999,999,999,999
保険給付計	9,999,999	9,999,999,999,999	
特別支給金	給付種類	件数(件)	金額(円)
	休業特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	特別支給金計	9,999,999	9,999,999,999,999
総合計	9,999,999	9,999,999,999,999	

戻る 終了

ロ 局署・業種別給付状況検索

給付状況検索詳細画面(SO_G00KNO_02) - Microsoft Internet Explorer

労働基準行政システム

給付状況検索詳細画面 平成15年12月31日 12:10

検索結果(局署別・業種別)

局署 9999:〇〇労働局〇〇監督署

業種 02:木材伐出業

支払箇所 9:合計

業通二別 1:業務災害

対象年月 平成21年 4月

当季別 1:当月分

旧表示 1:旧4月

	給付種類	件数(件)	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	短期給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	長期給付(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	休業(補償)給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	前払一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	年金(未支給年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族(補償)給付計	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	一時金(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	前払一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	年金(未支給年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	葬祭料(給付)計	9,999,999	9,999,999,999,999
	短期給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	長期給付(年金)	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病(補償)年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	介護(補償)給付	9,999,999	9,999,999,999,999
	二次健康診断等給付	9,999,999	9,999,999,999,999
保険給付計	9,999,999	9,999,999,999,999	
特別支給金	休業特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病特別支給金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	障害特別一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	遺族特別一時金	9,999,999	9,999,999,999,999
	傷病特別年金	9,999,999	9,999,999,999,999
	特別支給金計	9,999,999	9,999,999,999,999
総合計	9,999,999	9,999,999,999,999	

戻る 終了

5 給付状況検索の検索内容

(1) 事業場別給付状況検索

イ 対象事業場

労働保険番号台帳に管理されている全事業場を対象とする。

なお、「労働保険適用徴収システム」において労働保険番号のキー変更処理がされているときは、キー変更後の労働保険番号により集計する。

ロ 対象期間

一括有期事業を含む継続事業場については過去3年度分プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとし、有期事業については事業成立（平成9年4月1日以降のもの）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとする。

ハ 検索キーの内容

(イ) 労働保険番号

労働保険番号（14桁）とする。

(ロ) 対象年度

継続事業場について検索対象年度に次の元号を付して入力する。

平成……「7」

(ハ) 業通二別

業務災害…「1」、通勤災害…「3」、二次健診等給付…「5」、業通計…「9」

ニ 出力内容

(イ) 労働保険番号……該当事業場の労働保険番号

(ロ) 業 種……労働保険番号台帳に登録されている業種
(別表3「業種コード表」によるコード番号)

(ハ) 産 業 分 類……労働保険番号台帳に登録されている産業分類
(別表4「産業分類コード表」によるコード番号)

(ニ) 業 通 二 別……検索した業通二別コードの名称

(ホ) 対 象 年 度……一括有期を含む継続事業について、検索した年度

(ヘ) 規 模……労働保険番号台帳に登録されている労働者数の規模区分であり次のコードで表示する。

「1」……1,000人以上 「2」……500人～999人

「3」……300人～499人 「4」……100人～299人

「5」……50人～99人 「6」……30人～49人

「7」……16人～29人 「8」……10人～15人

「9」……5人～9人 「10」……1人～4人

「11」……事務組合委託事業 「0」……労働者数登記なし

(ト) 新規受給者数……療養新規、葬祭料（療養のないもの）及び特別遺族給付新規の件数
(二次健診等給付分を除く)

[保険給付]

(イ) 療養（補償）給付計……下記a、bの合計

a 短 期 給 付……短期の療養（補償）給付

b 長期給付（年金）……傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付、障害又は遺族年金受給者に係る診断書料等

(ロ) 休業（補業）給付……………休業（補償）給付

(ハ) 障害（補償）給付計……………下記 a～d の合計

a 一 時 金……………短期の障害（補償）一時金

b 一時金（年金）……………障害（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者の傷病が治ゆし、
残存障害の程度が障害等級 8 級～14 級となった場合の一時金

c 前 払 一 時 金……………障害（補償）年金前払い一時金

d 年金（未支給年金）……………障害（補償）年金（未支給の障害（補償）年金を含む。）

(ニ) 遺族（補償）給付計……………下記 a～d の合計

a 一 時 金……………短期の遺族（補償）一時金、特別遺族一時金

b 一時金（年金）……………遺族（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族
（補償）年金を受ける遺族のない場合の一時金、特別遺族差額一時金

c 前 払 一 時 金……………遺族（補償）年金前払一時金

d 年金（未支給年金）……………遺族（補償）年金（未支給の遺族（補償）年金を含む。）、特別遺族年金

(ホ) 葬祭料（給付）計……………下記 a、b の合計

a 短 期 給 付……………短期の葬祭料（給付）

b 長期給付（年金）……………傷病（補償）年金受給者が死亡した場合の葬祭料（給付）

(ヘ) 傷病（補償）年金……………傷病（補償）年金（未支給の傷病（補償）年金を含む。）

(ト) 介護（補償）給付……………介護（補償）給付

(チ) 二次健診等給付……………二次健診等給付

(リ) 保 険 給 付 計……………上記(イ)～(チ)の合計

[特別支給金]

(イ) 休業特別支給金……………休業特別支給金

(ロ) 障害特別支給金……………障害特別支給金（定額）

(ハ) 遺族特別支給金……………遺族特別支給金（定額）

(ニ) 傷病特別支給金……………傷病特別支給金（定額）

(ホ) 障 害 特 別 年 金……………障害特別年金

(ヘ) 障害特別一時金……………障害特別一時金

(ト) 遺 族 特 別 年 金……………遺族特別年金

(チ) 遺族特別一時金……………遺族特別一時金

(リ) 傷 病 特 別 年 金……………傷病特別年金

(ヌ) 特 別 支 給 金 計……………上記(イ)～(リ)の合計

総 合 計……………保険給付、特別支給金の合計

(2) 局署・業種別給付状況検索

イ 対象期間

過去３年度分及び当年度新４月から当年度前月末分（給付統計処理完了月分）までとし、旧４月処理（決算処理を含む）で年度を更新する。

また、検索対象年月及び当累別を指定することにより、指定月分又は新４月から指定月までの累計を出力する。

ロ 検索キーの内容

(イ) 業通二別

業務災害……「１」、通勤災害……「３」、二次健診等給付……「５」、業通計……「９」

(ロ) 局署

検索対象の局及び署コードとする。

なお、二次健診等給付は局コードのみとし、局計を出力する場合は署コードを「９９」とする。

また、全国計を出力する場合は局署コードを「９９９９」と入力すること。

(ハ) 支払箇所

支払箇所を指定する場合に、次のコードを入力する。

本省払……「１」、局払……「３」、署払……「５」、合計……「９」

(二) 業種

業種（事業の種類番号）を指定する場合に、２桁のコードを入力する。

全業種計を出力する場合は業種を「未入力」とする。

（別表３「業種コード表」による上２桁のコード番号）

(ホ) 対象年月

年月に元号コードを付して入力する。

平成……「７」

(ヘ) 当累別

当月分……「１」、累計分……「３」、通常（年度）……「９」

(ト) 旧表示

旧４月分（当月又は累計どちらでも可）の給付状況を出力する場合に、「１」を入力する。

ハ 出力内容

入力を行った検索キーをそれぞれ出力する。

なお、業種について全業種計のときは「ＧＴ」を表示する。

[保険給付]

事業場別給付状況検索と同様

[特別支給金]

事業場別給付状況検索と同様

V エラー表示

1 エラー表示

(1) 形式エラー番号表

形式エラーは、各項目ごとにチェックを行い、不具合があるときはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

形式エラーとなったときは、入力データを訂正の上、再入力すること。

エラー番号	メッセージ
EK_00001	(EK_00001) {0}は入力必須項目です。
EK_00006	(EK_00006) {0}には数字を入力してください。
EK_00012	(EK_00012) {0}は{1}文字にしてください。
EK_00017	(EK_00017) {0}は{1}文字以下で入力してください。
EK_00019	(EK_00019) {0}の入力形式が間違っています。
21E00030	(21E00030) 表面の項番{0}の字種が不正です。正しい字種は{1}です。
21E00040	(21E00040) 表面の項番{0}の桁数は、{1}桁以下です。
21E00050	(21E00050) 表面の項番{0}の字種が不正です。正しい字種は{1}です。

注1) {0} にはエラーとなった項目名または項目番号が出力される。

注2) {1} には正しい字種・桁数が出力される。

(2) 関連エラー番号表

関連エラーは、関連する2つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合があるときはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなったときは、帳票を訂正のうえ、再入力すること。

エラー番号	メッセージ
EC_20001	(EC_20001) 業通二別が、業通計、業務災害、通勤災害の場合、局署を4桁入力してください。
EC_20002	(EC_20002) 業通二別が二次健診の場合、局署を2桁入力してください。
EC_20003	(EC_20003) 当累別に「1」又は「3」を入力しているときは、対象年月（月）を入力してください。
EC_20004	(EC_20004) 旧表示が「旧4月」の場合、対象年月（月）に「4」または「04」を入力してください。
EC_20005	(EC_20005) 業通二別が存在しません。
EC_20006	(EC_20006) 支払箇所が存在しません。
EC_20007	(EC_20007) 当累別が存在しません。
EC_20008	(EC_20008) 旧表示が存在しません。
EC_20010	(EC_20010) 対象年月（元号）が存在しません。
EC_20011	(EC_20011) 対象年月（年）に未来日が入力されています。
EC_20012	(EC_20012) 対象年月（月）に未来日が入力されています。
EC_20013	(EC_20013) 業種が存在しません。
EC_20014	(EC_20014) 継続事業場の場合は、対象年度を入力してください。
EC_20018	(EC_20018) 対象年度（年度）に未来日が入力されています。
EC_20019	(EC_20019) 産業分類が複数存在します。
EC_20025	(EC_20025) {0}を入力して下さい。（必須入力）
EC_20026	(EC_20026) {0}を入力しないで下さい。（入力不可項目）
EC_20027	(EC_20027) 業務運用日（月）が4月の時、予算コードを“1”（新4月）、“3”（旧4月）にしてください。
EC_20028	(EC_20028) 支払（回収）年月日が当年度ではありません。
EC_20029	(EC_20029) 予算コードが“5”（決算）で、入力局が本省コードの場合、業務運用日が5月～7月（決算期）でなければいけません。
EC_20030	(EC_20030) 被災者生年月日＞傷病年月日／二次健診受診年月日です。
EC_20031	(EC_20031) 給付期間初日／一次健診受診年月日＞給付期間末日です。
EC_20032	(EC_20032) 給付期間末日＞支給（回収）決定年月日です。
EC_20033	(EC_20033) 給付期間初日／一次健診受診年月日＞支給（回収）決定年月日です。
EC_20034	(EC_20034) 療養開始年月日＞給付期間初日／一次健診受診年月日です。
EC_20035	(EC_20035) 障害等級が8級以上です。確認して下さい。
EC_20036	(EC_20036) 障害等級が7級以下です。確認して下さい。
EC_20047	(EC_20047) 給付額・特支金A・特支金Bのいずれかを入力してください。

エラー番号	メッセージ
EC_20048	(EC_20048) 特別加入者は、特別支給金 B・算定基礎日額の入力はできません。
EC_20049	(EC_20049) 支払（回収）年月日＜支払（回収）決定年月日です。
EC_20050	(EC_20050) 一次健診受診年月日＞二次健診受診年月日です。
EC_20051	(EC_20051) 支払局署は、給付の種別が 1～7 の時は 4 桁、給付の種別が 8 の時は 2 桁にしてください。
EC_20052	(EC_20052) 業通二別は、給付の種別が 1～7 の時は “1”（業務災害）、“3”（通勤災害）、給付の種別が 8 の時は “5”（二次健診等給付）にしてください。
EC_20053	(EC_20053) 二次健診等給付制度開始年月日（平成 13 年 4 月 1 日以降）＞支払（回収）年月日です。
EC_20054	(EC_20054) 二次健診等給付制度開始年月日（平成 13 年 4 月 1 日以降）＞支払（回収）決定年月日です。
EC_20055	(EC_20055) 受診者生年月日＞一次健診受診年月日です。
EC_20056	(EC_20056) 二次健診等給付制度開始年月日（平成 13 年 4 月 1 日以降）＞二次健診受診年月日です。
EC_20057	(EC_20057) 特例コードが “3”（特例コードあり（産業医等））、“5”（特例コードあり（3 ヶ月超及び産業医等））の時は、一次検査結果項目すべてを “1”（異常所見有り）にしないでください。
EC_20058	(EC_20058) 取消等の表示が “未入力” の時、{0} は “1”（異常所見有り）を入力してください。
EC_20059	(EC_20059) 特例コード “1”（特例コードあり（3 ヶ月超））、“7”（特例コードなし）の時は、一次検査結果のいずれかを “3”（異常所見無し）にしないでください。
EC_20062	(EC_20062) 障害・傷病等級号は制度改正されています。本省へ連絡願います。
EC_20063	(EC_20063) 障害・傷病等級号が制度改正された為、適用期間を確認願います。
EC_20065	(EC_20065) 特別遺族給付制度開始年月日（平成 18 年 4 月 3 日）＞支払（回収）年月日です。
EC_20066	(EC_20066) 特別遺族給付制度開始年月日（平成 18 年 4 月 3 日）＞支払（回収）決定年月日です。
EC_20067	(EC_20067) 特殊事由コードが “3”（特殊事案本省）の時、労働保険番号の 3 桁目＝ “1”、6～14 桁目＝ZERO にしてください。
EC_20068	(EC_20068) 特殊事由コードが “3”（特殊事案本省）以外の時、年金証書番号の 6 桁目以降は ZERO にしないでください。
EC_20069	(EC_20069) 特殊事由コードが “3”（特殊事案本省）の時、入力局が本省コードではありません。
EC_20070	(EC_20070) 予算コードが “5”（決算）の場合、入力局が本省コードではありません。
EC_20071	(EC_20071) 特殊事由コードが “3”（特殊事案本省）の時、年金証書番号（6～9 桁目）を ZERO にしてください。

エラー番号	メッセージ
EC_20073	(EC_20073) 給付の種類が“7”(特別遺族一時金)、“9”(特別遺族年金)、“8”(特別遺族差額一時金)の時、業通二別を“1”(業務災害)にしてください。
EC_20074	(EC_20074) 業通二別が“1”(業務災害)の時、業務災害における傷病性質コードにしてください。
EC_20075	(EC_20075) 業通二別が“3”(通勤災害)の時、通勤災害における傷病性質コードにしてください。
EC_20076	(EC_20076) 年金証書番号の種別(3桁目)が“1”、“2”(傷病)の場合、給付の種類を“2”(費用長期)、“4”(診療費長期)、“6”(指定薬局長期)にしてください。
EC_20077	(EC_20077) 年金証書番号の種別(3桁目)が“3”、“4”(障害)の場合、給付の種類を“2”(費用長期)にしてください。
EC_20078	(EC_20078) 年金証書番号の種別(3桁目)が“5”、“6”(遺族)の場合、給付の種類を“2”(費用長期)にしてください。
EC_20079	(EC_20079) 年金証書番号の種別(3桁目)を“1”、“2”(傷病)または“3”、“4”(障害)または“5”、“6”(遺族)のいずれかにしてください。
EC_20083	(EC_20083) 給付の種類が“1”(費用短期)、“2”(費用長期)の時、指定・非指定の別を“1”(指定医療機関)、“3”(非指定医療機関)にしてください。
EC_20084	(EC_20084) 給付の種類が“3”(診療短期)、“4”(診療長期)の時、指定・非指定の別を“1”(指定医療機関)にしてください。
EC_20085	(EC_20085) 特殊費用の別が“1”(看護料)、“2”(訪問看護料)、“6”(柔道整復師施術料)、“7”(はり・きゅう施術料)の場合、実診療日数を経過日数(給付期間末日-給付期間初日(初日含む))以下にしてください。
EC_20086	(EC_20086) 給付の種類が“1”(療養の費用(短期))、“2”(療養の費用(年金))の場合、特殊費用の別を“1”(看護料)、“2”(訪問看護料)、“3”(移送費)、“4”(装具費)、“5”(診断書料)、“6”(柔道整復師施術料)、“7”(はり・きゅう施術料)、“8”(薬剤費)にしてください。
EC_20087	(EC_20087) 年金証書番号の種別が“3”、“4”(障害)の時、特殊費用の別を“4”(装具費)、“5”(診断書料)にしてください。
EC_20088	(EC_20088) 年金証書番号の種別が“5”、“6”(遺族)の時、特殊費用の別を“5”(診断書料)にしてください。
EC_20089	(EC_20089) 給付の種類が“5”(指定薬局短期)、“6”(指定薬局長期)の時、特殊費用の別を“9”(指定薬局薬剤費)にしてください。
EC_20090	(EC_20090) 年金証書番号の種別が“1”、“2”(傷病)の時、傷病年金の等級号にしてください。
EC_20091	(EC_20091) 年金証書番号の種別が“3”、“4”(障害)の時、障害給付の等級号にしてください。
EC_20092	(EC_20092) 新規継続再発の別を“1”(新規)、“3”(継続)にしてください。

エラー番号	メッセージ
EC_20094	(EC_20094) 業通二別が“1”(業務災害)の時、業務災害における傷病部位コードにしてください。
EC_20095	(EC_20095) 業通二別が“3”(通勤災害)の時、通勤災害における通勤方法コードにしてください。
EC_20097	(EC_20097) 給付の種類が“2”(障害年金)、“3”(障害前払一時金)、“4”(障害差額一時金)、“5”(障害一時金長期)、“6”(障害特別支給金)の時、年金証書番号の種別を“3”、“4”(障害)にしてください。
EC_20098	(EC_20098) 年金証書番号の種別が“1”、“2”(傷病)の時、給付の種類を“5”(障害一時金長期)にしてください。
EC_20102	(EC_20102) 障害・傷病等級号を障害給付の等級号にしてください。
EC_20107	(EC_20107) 給付の種類が“2”(傷病年金受給者が死亡)の時、給付の種別を“1”、“2”(傷病)にしてください。
EC_20108	(EC_20108) 新規継続再発の別は、“1”(療養あり、休業なし)、“3”(療養あり・休業あり)、“5”(療養なし、休業なし)にしてください。
EC_20109	(EC_20109) 年金証書番号の種別(3桁目)を“1”、“2”(傷病)にしてください。
EC_20112	(EC_20112) 年金証書番号の種別を“1”、“2”(傷病)または“3”、“4”(障害)にしてください。
EC_20113	(EC_20113) 給付日数を30、60、90日にしてください。
EC_20114	(EC_20114) 障害・傷病等級号を1級または2級にしてください。
EC_20115	(EC_20115) {0}の元号を“7:平成”にしてください。
EC_20116	(EC_20116) 給付の種類/特例コードに“1”(特例コードあり(3ヶ月超))、“3”(特例コードあり(産業医等))、“5”(特例コードあり(3ヶ月超および産業医等))、“7”(特例コードなし)を入力してください。
EC_20117	(EC_20117) 支払コードに“1”(本省払)、または“3”(局払)を入力してください。
EC_20118	(EC_20118) 血糖検査方法の内容が“3”(ヘモグロビンA)の時、検査3を“3”(異常所見無し)にしてください。
EC_20119	(EC_20119) 尿蛋白が“1”(ー)、“7”(++)、“9”(+++)の時、検査6を“3”(異常所見無し)にしてください。
EC_20120	(EC_20120) 脳又は心臓疾患が“3”(脳心臓疾患症状無)の時、特定保健指導を“1”(指導有)にしてください。
EC_20121	(EC_20121) 脳又は心臓疾患が“1”(脳心臓疾患症状有)の時、特定保健指導を“3”(指導無)にしてください。
EC_20122	(EC_20122) {0}が存在しません。
EC_20125	(EC_20125) {0}に誤りがあります。
EC_20127	(EC_20127) {0}に適切な元号を入力してください。
EC_20130	(EC_20130) {0}に未来日付が入力されています。

エラー番号	メッセージ
EC_20132	(EC_20132) 業災傷病性質と通災傷病性質の両方を入力しないでください。
EC_20134	(EC_20134) 業通二別が、業通計、業務災害、通勤災害の場合、局署を 4 桁入力してください。または、業通二別が二次健診の場合、局署を 2 桁入力してください。
EC_20135	(EC_20135) 障害・傷病等級号を傷病年金の等級号にしてください。
EC_20136	(EC_20136) 突合チェックエラー：{0}に該当する{1}が存在しません。
EC_20137	(EC_20137) 突合チェックエラー：{0}に該当する{1}が複数件該当します。
EC_20138	(EC_20138) 突合チェックエラー：年金重複台帳の年金証書番号が、一時金請求ではありません。
EC_20139	(EC_20139) 突合チェックエラー：年金重複台帳の年金証書番号の種別が、“5”（遺族）の場合、入力値「給付の種別」を“4”（遺族給付） 且つ 入力値「給付の種類」を“7”（特別遺族一時金）以外と入力してください。
EC_20140	(EC_20140) 突合チェックエラー：年金重複台帳の年金証書番号の種別が、“6”（遺族）の場合、入力値「給付の種別」を“4”（遺族給付） 且つ 入力値「給付の種類」を“7”（特別遺族一時金）と入力してください。
EC_20141	(EC_20141) 突合チェックエラー：年金重複台帳の年金証書番号が、一時金請求ですが、年金重複台帳の登録状況区分が、“0”（支給）以外になっています。
EC_20142	(EC_20142) 突合チェックエラー：年金重複台帳の年金一時金葬祭料区分が“1”（年金）以外になっています。
EC_20143	(EC_20143) 突合チェックエラー：短期チェックの場合、入力値「労働保険番号」、入力値「被災者生年月日」、入力値「傷病年月日」、入力値「氏名カナ」に該当する被災者情報が存在しません。長期チェックの場合、年金受付台帳「労働保険番号」、年金受付台帳「被災者生年月日」、年金受付台帳「傷病年月日」、年金受付台帳「被災者氏名カナ」に該当する被災者情報が存在しません。
EC_20144	(EC_20144) 突合チェックエラー：短期チェックの場合、入力値「労働保険番号」、入力値「被災者生年月日」、入力値「傷病年月日」、入力値「氏名カナ」に該当する被災者情報が複数件該当します。長期チェックの場合、年金受付台帳「労働保険番号」、年金受付台帳「被災者生年月日」、年金受付台帳「傷病年月日」、年金受付台帳「被災者氏名カナ」に該当する被災者情報が複数件該当します。
EC_20145	(EC_20145) 突合チェックエラー：被災者情報の療養開始年月日：{0} が、入力値「給付期間初日」より未来日になっています。
EC_20146	(EC_20146) 突合チェックエラー：年金被災労働者情報の特別加入コードが、「ALLO（2 桁）」、「半角スペース（2 桁）」、「未設定」の場合、入力値「取消等の表示」が“未入力”（支給）、“1”（取消）の場合、入力値「特別支給金 B」が入力有りの場合、入力値「算定基礎日額」を入力してください。

エラー番号	メッセージ
EC_20147	(EC_20147) 突合チェックエラー：年金被災労働者情報の特別加入コードが、「ALL0 (2桁)」、「半角スペース (2桁)」、「未設定」でない場合、業務運用月が「5月～7月」 且つ 入力値「給付の種別」が“6”(傷病給付) 且つ 入力値「給付の種類」が“2”(傷病年金) 以外の場合、入力値「特別支給金 B」が入力無しの場合、入力値「算定基礎日額」を入力しないでください。
EC_20148	(EC_20148) 突合チェックエラー：年金被災労働者情報の特別加入コードが、「ALL0 (2桁)」、「半角スペース (2桁)」、「未設定」でない場合、業務運用月が「5月～7月」 且つ 入力値「給付の種別」が“6”(傷病給付) 且つ 入力値「給付の種類」が“2”(傷病年金) 以外の場合、入力値「特別支給金 B」を入力しないでください。
EC_20149	(EC_20149) 突合チェックエラー：年金重複台帳の支給事由発生年月日に入力値「給付期間初日」より未来日が設定されています。
EC_20150	(EC_20150) 突合チェックエラー：入力値「給付の種別」が“7”(介護給付) の場合、等級等情報の障害傷病等級が「2級」より大きくなっています。
EC_20151	(EC_20151) 突合チェックエラー：年金重複台帳の支給事由発生年月日に入力値「給付期間初日」以上の未来日が設定されています。
EC_20153	(EC_20153) 業務運用日(月)が4月以外の時、予算コードを“1”(新4月)、“3”(旧4月)以外にしてください。
EC_20154	(EC_20154) 給付の種類が“1”(休業給付)の時、保険給付額に入力がない時、特別支給金 B を必ず入力してください。
EC_20155	(EC_20155) 給付の種類が“1”(費用短期)かつ特殊費用の別が“1”(看護費)、“2”(訪問看護費)、“3”(移送費)、“4”(装具費)、“5”(診断書料)、“7”(はり・きゅう施術料)、“8”(薬剤費)の時、または給付の種類が“3”(診療費短期)、“5”(指定薬局短期)の場合は、新規継続再発の別を“3”(継続)にしてください。
EC_20156	(EC_20156) 給付の種類が“3”(診療費短期)または“4”(診療費長期)の場合、支払コードに“1”(本省払)または“3”(局払)を入力してください。
EC_20157	(EC_20157) 給付の種類が“5”(指定薬局短期)または“6”(指定薬局長期)の場合、支払コードに“1”(本省払)を入力してください。
EC_20158	(EC_20158) 給付の種類が“1”(療養の費用(短期))または“2”(療養の費用(年金))の場合、支払コードに“1”(本省払)または“5”(署払)を入力してください。
EC_20159	(EC_20159) 特殊事由コードが“3”(特殊事案本省)以外の時、年金証書番号(6～9桁目)をZERO以外にしてください。

エラー番号	メッセージ
EC_20160	(EC_20160) 給付の種類が“1”（費用短期）かつ特殊費用の別が“1”（看護費）、“2”（訪問看護費）、“3”（移送費）、“4”（装具費）、“5”（診断書料）、“7”（はり・きゅう施術料）、“8”（薬剤費）の時、または給付の種類が“3”（診療費短期）、“5”（指定薬局短期）以外の場合は、新規継続再発の別を“1”（新規）、“3”（継続）にしてください。
EC_20161	(EC_20161) 給付の種類が“1”（短期費用）、“3”（診療費短期）、“5”（指定薬局短期）でない時、障害・傷病等級号が入力なしの場合、特殊事由コードに入力がありの場合、年金証書番号の種別を“5”、“6”（遺族）のいずれかにしてください。
EC_20162	(EC_20162) 給付の種類が“1”（短期費用）、“3”（診療費短期）、“5”（指定薬局短期）でない時、障害・傷病等級号が入力ありの場合、年金証書番号の種別を“5”、“6”（遺族）以外にしてください。
EC_20163	(EC_20163) 年金証書番号の種別が“1”、“2”（傷病）でない時、入力値「障害・傷病等級号」を7級以下にしてください。
EC_20165	(EC_20165) 支払コードに“1”（本省払）、“5”（署払）を入力してください。
EC_20166	(EC_20166) 傷病・障害等級号の入力がない場合、特殊事由コードを“未入力”（通常）にしてください。
EC_20168	(EC_20168) 年金証書番号の種別（3桁目）が“1”、“2”（傷病）の場合、給付の種類を“4”（遺族一時金長期）にしてください。
EC_20169	(EC_20169) 年金証書番号の種別（3桁目）を“1”、“2”（傷病）または“5”、“6”（遺族）にしてください。
EC_20170	(EC_20170) 年金証書番号の種別（3桁目）が“5”、“6”（遺族）の場合、給付の種類を“2”（遺族年金）、“3”（遺族前払一時金）、“4”（遺族一時金長期）、“6”（遺族特支金のみ）、“8”（特別遺族差額一時金）、“9”（特別遺族年金）にしてください。
EC_20171	(EC_20171) 年金証書番号の種別（3桁目）が“5”（遺族）の場合、給付の種類を“8”（特別遺族差額一時金）、“9”（特別遺族年金）以外にしてください。
EC_20172	(EC_20172) 年金証書番号の種別（3桁目）が“6”（遺族）の場合、給付の種類を“8”（特別遺族差額一時金）、“9”（特別遺族年金）にしてください。
EC_20174	(EC_20174) 新規継続再発の別を“3”（継続）にしてください。
EC_20175	(EC_20175) 【船員保険統合年月日＞傷病年月日】です。
EC_20176	(EC_20176) 船舶所有者の事業に係る業種は二次健康診断等給付の対象外です。
EC_20177	(EC_20177) 【船員保険統合年月日＞支給（回収）決定年月日】です。
EC_20178	(EC_20178) 調査対象者は船舶所有者の事業に係る被災者です。
EC_20180	(EC_20180) 業災傷病性質を左詰めで入力してください。
EC_20181	(EC_20181) 業災傷病性質には数字を入力してください。
EC_20182	(EC_20182) 業災傷病性質には4桁又は7桁で入力してください。

エラー番号	メッセージ
EC_20183	(EC_20183) 業災傷病性質が 4 号 1、1 号 9 及び 9 号 1 の場合は枝番を入力してください。
EC_20185	(EC_20185) 氏名カナの姓と名の間には空白を入力してください。
EC_20186	(EC_20186) 氏名カナの姓と名の間以外に空白を入力しないでください。
EC_20187	(EC_20187) 氏名カナの姓と名の間に連続して空白を入力しないでください。
EC_20188	(EC_20188) 氏名カナの先頭に空白または姓と名の先頭文字に “ ` ” (濁点)、 “ ° ” (半濁点)、“ - ” (ハイフン) は入力しないでください。
EC_20189	(EC_20189) 氏名カナにカナ文字、空白、“ ` ” (濁点)、“ ° ” (半濁点)、“ - ” (ハイフン) 以外の文字は入力しないでください。
EC_20190	(EC_20190) 入力された対象年度は検索対象期間範囲外です。
EC_20191	(EC_20191) 入力された対象年月は検索対象期間範囲外です。

注 1) {0} にはエラーとなった項目名が出力される。

注 2) {1} には必要となるテーブル情報名が出力される。

(3) 項目別エラー番号表

イ 給付支払調査票

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
1	支払局署	EC_20125	(EC_20125) 支払局署に誤りがあります。
2	特殊事由コード	EC_20122	(EC_20122) 特殊事由コードが存在しません。
3	予算コード	EC_20122	(EC_20122) 予算コードが存在しません。
4	労働保険番号	EC_20125	(EC_20125) 労働保険番号に誤りがあります。
5	被災者生年月日／ 受診者生年月日	EC_20125	(EC_20125) 被災者生年月日／受診者生年月日に誤りがあります。
		EC_20130	(EC_20130) 被災者生年月日／受診者生年月日に未来日付が入力されています。
6	傷病年月日／二次 健康診断受診年月 日	EC_20125	(EC_20125) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 傷病年月日／二次健康診断受診年月日に未来日付が入力されています。
7	年金証書番号	EC_20122	(EC_20122) 年金証書番号が存在しません。
8	業通二別	EC_20122	(EC_20122) 業通二別が存在しません。
9	給付の種別	EC_20122	(EC_20122) 給付の種別が存在しません。
10	給付の種類／特例 コード	EC_20122	(EC_20122) 給付の種類／特例コードが存在しません。
11	取消等の表示	EC_20122	(EC_20122) 取消等の表示が存在しません。
12	新規継続再発の別	EC_20122	(EC_20122) 新規継続再発の別が存在しません。
13	三者コード	EC_20122	(EC_20122) 三者コードが存在しません。
14	特別加入者コード	EC_20122	(EC_20122) 特別加入者コードが存在しません。
15	支払コード	EC_20122	(EC_20122) 支払コードが存在しません。
16	支給（回収）年月日	EC_20125	(EC_20125) 支給（回収）年月日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 支給（回収）年月日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 支給（回収）年月日に未来日付が入力されています。
17	支給（回収）決定年 月日	EC_20125	(EC_20125) 支給（回収）決定年月日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 支給（回収）決定年月日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 支給（回収）決定年月日に未来日付が入力されています。

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
18	給付期間の初日／ 一次健康診断受診 年月日	EC_20125	(EC_20125) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日に未来日付が入力されています。
19	給付期間の末日	EC_20125	(EC_20125) 給付期間の末日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 給付期間の末日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 給付期間の末日に未来日付が入力されています。
20	療養開始年月日	EC_20125	(EC_20125) 療養開始年月日に誤りがあります。
		EC_20127	(EC_20127) 療養開始年月日に適切な元号を入力してください。
		EC_20130	(EC_20130) 療養開始年月日に未来日付が入力されています。
21	診療機関の別	EC_20122	(EC_20122) 診療機関の別が存在しません。
22	指定・非指定の別	EC_20122	(EC_20122) 指定・非指定の別が存在しません。
23	特殊費用の別	EC_20122	(EC_20122) 特殊費用の別が存在しません。
24	入院・非入院の別	EC_20122	(EC_20122) 入院・非入院の別が存在しません。
25	障害・傷病等級号	EC_20122	(EC_20122) 障害・傷病等級号が存在しません。
26	介護区分	EC_20122	(EC_20122) 介護区分が存在しません。
27	介護者コード	EC_20122	(EC_20122) 介護者コードが存在しません。
28	性別	EC_20122	(EC_20122) 性別が存在しません。
29	業災傷病性質又は 通災傷病性質	EC_20074	(EC_20074) 業通二別が“1”（業務災害）の時、業務災害における傷病性質コードにしてください。
		EC_20075	(EC_20075) 業通二別が“3”（通勤災害）の時、通勤災害における傷病性質コードにしてください。
30	傷病部位又は通勤 方法	EC_20122	(EC_20122) 傷病部位又は通勤方法が存在しません。
31	事故の相手方	EC_20122	(EC_20122) 事故の相手方が存在しません。
32	血圧	EC_20122	(EC_20122) 血圧が存在しません。
33	血中脂質	EC_20122	(EC_20122) 血中脂質が存在しません。
34	血糖検査方法	EC_20122	(EC_20122) 血糖検査方法が存在しません。
35	血糖所見	EC_20122	(EC_20122) 血糖所見が存在しません。
36	BMI（肥満度）	EC_20122	(EC_20122) BMI（肥満度）が存在しません。
37	尿蛋白	EC_20122	(EC_20122) 尿蛋白が存在しません。
38	検査 1	EC_20122	(EC_20122) 検査 1 が存在しません。

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
39	検査 2	EC_20122	(EC_20122) 検査 2 が存在しません。
40	検査 3	EC_20122	(EC_20122) 検査 3 が存在しません。
41	検査 4	EC_20122	(EC_20122) 検査 4 が存在しません。
42	検査 5	EC_20122	(EC_20122) 検査 5 が存在しません。
43	検査 6	EC_20122	(EC_20122) 検査 6 が存在しません。
44	特定保健指導	EC_20122	(EC_20122) 特定保健指導が存在しません。
45	脳又は心臓疾患	EC_20122	(EC_20122) 脳又は心臓疾患が存在しません。

ロ 給付状況検索

(イ) 事業場別給付状況

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
1	労働保険番号	EC_20125	(EC_20125) 労働保険番号に誤りがあります。
2	対象年度（元号）	EC_20010	(EC_20010) 対象年月（元号）が存在しません。
		EC_20125	(EC_20125) 対象年月（元号）に誤りがあります。
3	対象年度（年度）	EC_20014	(EC_20014) 継続事業場の場合は、対象年度を入力してください。
		EC_20018	(EC_20018) 対象年度（年度）に未来日が入力されています。
		EC_20125	(EC_20125) 対象年度（年度）に誤りがあります。
4	業通二別	EC_20005	(EC_20005) 業通二別が存在しません。
5	業種	EC_20013	(EC_20013) 業種が存在しません。
6	産業分類	EC_20019	(EC_20019) 産業分類が複数存在します。

(ロ) 局署・業種別給付状況

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
1	局署	EC_20001	(EC_20001) 業通二別が、業通計、業務災害、通勤災害の場合、局署を 4 桁入力してください。
		EC_20002	(EC_20002) 業通二別が二次健診の場合、局署を 2 桁入力してください。
		EC_20125	(EC_20125) 局署に誤りがあります。
		EC_20134	(EC_20134) 業通二別が、業通計、業務災害、通勤災害の場合、局署を 4 桁入力してください。または、業通二別が二次健診の場合、局署を 2 桁入力してください。
2	業種	EC_20013	(EC_20013) 業種が存在しません。
3	支払箇所	EC_20006	(EC_20018) 支払箇所が存在しません。
4	業通二別	EC_20005	(EC_20006) 業通二別が存在しません。
5	対象年月（元号）	EC_20010	(EC_20010) 対象年月（元号）が存在しません。
		EC_20125	(EC_20125) 対象年月（元号）に誤りがあります。
6	対象年月（年）	EC_20011	(EC_20011) 対象年月（年）に未来日が入力されています。
		EC_20125	(EC_20125) 対象年月（年）に誤りがあります。
7	対象年月（月）	EC_20003	(EC_20003) 当累別に「1」又は「3」を入力しているときは、対象年月（月）を入力してください。
		EC_20004	(EC_20004) 旧表示が「旧 4 月」の場合、対象年月（月）に「4」もしくは「04」を入力してください。
		EC_20012	(EC_20012) 対象年月（月）に未来日が入力されています。
		EC_20125	(EC_20125) 対象年月（月）に誤りがあります。
8	当累別	EC_20007	(EC_20007) 当累別が存在しません。
9	旧表示	EC_20008	(EC_20008) 旧表示が存在しません。

VI 別表

別表 1

都道府県労働局及び労働基準監督署コード表

局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード
北海道労働局	01	仙台	01	常総	07	茂原	07
札幌中央	01	石巻	02	龍ヶ崎	08	成田	08
函館	02	古川	03	鹿嶋	09	東金	09
小樽	03	大河原	04	栃木労働局	09	東京労働局	13
岩見沢	04	瀬峰	06	宇都宮	01	中央	01
旭川	05	秋田労働局	05	足利	02	上野	03
帯広	06	秋田	01	栃木	03	三田	04
滝川	07	能代	02	鹿沼	05	品川	05
北見	08	大館	03	大田原	06	大田	06
室蘭	09	横手	04	日光	07	渋谷	07
釧路	10	大曲	05	真岡	08	新宿	08
名寄	11	本荘	06	群馬労働局	10	池袋	09
倶知安(支)	12	山形労働局	06	高崎	01	王子	10
留萌	13	山形	01	前橋	02	足立	11
稚内	14	米沢	02	桐生	04	向島	12
浦河	15	庄内	03	太田	05	亀戸	13
苫小牧	17	新庄	05	沼田	06	江戸川	14
札幌東	18	村山	06	藤岡	07	八王子	15
青森労働局	02	福島労働局	07	中之条	08	立川	16
青森	01	福島	01	埼玉労働局	11	青梅	17
弘前	02	郡山	02	さいたま	01	三鷹	18
八戸	03	いわき	03	川口	02	町田(支)	19
五所川原	04	会津	04	熊谷	04	小笠原(総合事務所)	20
十和田	05	須賀川	05	川越	05	神奈川労働局	14
むつ	06	白河	06	春日部	06	横浜南	01
岩手労働局	03	喜多方(支)	07	所沢	07	鶴見	02
盛岡	01	相馬	08	行田	08	川崎南	03
宮古	02	富岡	09	秩父	09	川崎北	04
花巻	03	茨城労働局	08	千葉労働局	12	横須賀	05
釜石	04	水戸	01	千葉	01	横浜北	06
一関	05	日立	02	船橋	02	平塚	07
二戸	06	土浦	03	柏	03	藤沢	08
大船渡	07	筑西	04	銚子	04	小田原	09
宮城労働局	04	古河	05	木更津	06	厚木	10

局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード
相模原	11	岡谷	03	西尾(支)	12	北大阪	12
横浜西	12	上田	04	江南	13	泉大津	13
新潟労働局	15	飯田	05	名古屋西	14	茨木	14
新潟	01	中野	06	豊田	15	兵庫労働局	28
長岡	02	小諸	07	三重労働局	24	神戸東	01
上越	03	伊那	08	四日市	01	神戸西	02
三条	04	大町	10	松阪	02	尼崎	03
新発田	06	岐阜労働局	21	津	03	姫路	04
新津	07	岐阜	01	伊勢	04	伊丹	05
小出	08	大垣	02	伊賀	06	西宮	06
十日町	09	高山	03	熊野	07	加古川	07
佐渡	11	多治見	04	滋賀労働局	25	西脇	08
富山労働局	16	関	05	大津	01	但馬	09
富山	01	恵那	06	彦根	02	相生	10
高岡	02	岐阜八幡	07	東近江	04	淡路	11
魚津	03	静岡労働局	22	京都労働局	26	奈良労働局	29
砺波	04	浜松	01	京都上	01	奈良	01
石川労働局	17	静岡	02	京都下	02	葛城	02
金沢	01	沼津	03	京都南	03	桜井	03
小松	02	三島	05	福知山	04	大淀	04
七尾	03	富士	06	舞鶴	05	和歌山労働局	30
穴水	05	磐田	07	丹後	06	和歌山	01
福井労働局	18	島田	08	園部	07	御坊	02
福井	01	愛知労働局	23	大阪労働局	27	橋本	03
敦賀	02	名古屋北	01	大阪中央	01	田辺	04
武生	03	名古屋南	02	大阪南	02	新宮	05
大野	04	名古屋東	03	天満	04	鳥取労働局	31
山梨労働局	19	豊橋	04	大阪西	05	鳥取	01
甲府	01	岡崎	06	西野田	06	米子	02
都留	02	一宮	07	淀川	07	倉吉	03
鰺沢	03	半田	08	東大阪	08	島根労働局	32
長野労働局	20	津島	09	岸和田	09	松江	01
松本	01	瀬戸	10	堺	10	出雲	02
長野	02	刈谷	11	羽曳野	11	浜田	03

局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード	局 署 名	局 署 コード
益田	04	観音寺	04	江迎	03
岡山労働局	33	東かがわ	05	島原	04
岡山	01	愛媛労働局	38	諫早	05
倉敷	02	松山	01	対馬	06
津山	04	新居浜	02	熊本労働局	43
笠岡	05	今治	03	熊本	01
和気	06	八幡浜	04	八代	02
新見	07	宇和島	05	玉名	03
広島労働局	34	高知労働局	39	人吉	04
広島中央	01	高知	01	天草	05
呉	02	須崎	02	菊池	06
福山	03	四万十	03	大分労働局	44
三原	04	安芸	04	大分	01
尾道	05	福岡労働局	40	中津	02
三次	06	福岡中央	01	佐伯	03
広島北	07	大牟田	02	日田	04
廿日市	09	久留米	03	豊後大野	05
山口労働局	35	飯塚	04	宮崎労働局	45
下関	01	北九州西	06	宮崎	01
宇部	02	北九州東	07	延岡	02
徳山	03	門司(支)	08	都城	03
下松	04	田川	09	日南	04
岩国	05	直方	10	鹿児島労働局	46
山口	08	行橋	11	鹿児島	01
萩	09	八女	12	川内	02
徳島労働局	36	福岡東	13	鹿屋	03
徳島	01	佐賀労働局	41	加治木	04
鳴門	02	佐賀	01	名瀬	07
三好	03	唐津	02	沖縄労働局	47
阿南	04	武雄	03	那覇	01
香川労働局	37	伊万里	04	沖縄	02
高松	01	長崎労働局	42	名護	03
丸亀	02	長崎	01	宮古	04
坂出	03	佐世保	02	八重山	05

別表 2

都道府県労働局及び公共職業安定所コード表

局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード
北海道労働局	01	岩手労働局	03			常陸鹿嶋	12
札幌	01	盛岡	01	山形	01	栃木労働局	09
函館	02	釜石	02	米沢	02		
旭川	03	宮古	03	酒田	03	宇都宮	01
帯広	04	花巻	04	鶴岡	04	鹿沼	02
北見	05	一関	05	新庄	05	栃木	03
紋別	06	水沢	06	長井	06	佐野	04
小樽	07	北上	07	村山	07	足利	05
滝川	08	大船渡	08	寒河江	08	真岡	06
釧路	09	二戸	09			矢板	07
室蘭	10	久慈	10	福島労働局	07	大田原	08
岩見沢	11					小山	09
稚内	12	宮城労働局	04	福島	01	日光	11
岩内	13			平	02	黒磯	12
留萌	14	仙台	01	会津若松	03		
名寄	15	石巻	02	郡山	04	群馬労働局	10
浦河	16	塩釜	03	白河	05		
網走	18	古川	04	須賀川	06	前橋	01
苫小牧	19	大河原	05	二本松	08	高崎	02
根室	20	築館	06	相双	12	桐生	03
札幌東	23	迫	07			伊勢崎	04
札幌北	24	気仙沼	08			太田	05
千歳	25			茨城労働局	08	館林	06
		秋田労働局	05			沼田	07
青森労働局	02			水戸	01	群馬富岡	08
		秋田	01	日立	02	藤岡	09
青森	01	能代	02	筑西	03	渋川	10
八戸	02	大館	03	土浦	04		
弘前	03	大曲	04	古河	05	埼玉労働局	11
むつ	04	本荘	05	常総	06		
野辺地	05	横手	06	石岡	08	川口	01
五所川原	06	湯沢	07	常陸大宮	09	熊谷	02
三沢	08	鹿角	08	龍ヶ崎	10	大宮	03
黒石	09	山形労働局	06	高萩	11	川越	04
						浦和	05

局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード
所沢	06	青梅	16	巻	11	甲府	01
秩父	07	三鷹	17	南魚沼	12	塩山	03
春日部	08	町田	19	佐渡	13	韮崎	04
行田	09	府中	20	村上	14	鯉沢	05
草加	10	小笠原(総合事務所)	30			富士吉田	07
朝霞	11			富山労働局	16	長野労働局	20
越谷	12	神奈川労働局	14				
千葉労働局	12			富山	01	長野	01
千葉	01	横浜	01	高岡	02	松本	02
市川	02	戸塚	03	魚津	04	上田	04
銚子	03	川崎	04	砺波	05	飯田	05
館山	04	横須賀	05	氷見	06	伊那	06
木更津	05	平塚	06	滑川	07	篠ノ井	07
佐原	06	小田原	07			飯山	08
茂原	07	藤沢	08	石川労働局	17	木曽福島	10
松戸	08	相模原	09	金沢	01	佐久	11
船橋	09	厚木	10	小松	02	大町	12
成田	10	松田	11	七尾	03	須坂	13
千葉南	11	横浜南	12	加賀	05	諏訪	14
東京労働局	13	川崎北	14	白山	08		
		港北	15	輪島	09	岐阜労働局	21
飯田橋	01	大和	16				
上野	03			福井労働局	18	岐阜	01
品川	04	新潟労働局	15	福井	01	大垣	02
大森	06	新潟	01	武生	02	多治見	03
渋谷	07	長岡	02	大野	03	高山	04
新宿	08	上越	03	三国	04	恵那	05
池袋	09	三条	04	敦賀	05	関	06
王子	10	柏崎	05	小浜	06	美濃加茂	07
足立	11	新発田	06	山梨労働局	19	中津川	09
墨田	12	新津	07			静岡労働局	22
木場	13	十日町	08				
八王子	14	糸魚川	10				
立川	15						

局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード
静岡 浜松 沼津 清水 三島 掛川 富士宮 島田 磐田 富士 下田 焼津	01	四日市	01	布施	07	桜井	03
	02	伊勢	02	堺	08	下市	04
	03	津	03	岸和田	09	大和郡山	05
	04	松阪	04	池田	10	和歌山労働局	30
	05	桑名	05	泉大津	11		
	06	伊賀	06	河内柏原	12		
	07	尾鷲	08	枚方	13		
	08	鈴鹿	09	泉佐野	14		
	09	滋賀労働局	25	茨木	15		
	10			河内長野	16		
	11			大阪港労働	17		
	12			門真	18		
	あいりん労働			19			
愛知労働局 名古屋東 名古屋中 名古屋南 豊橋 岡崎 一宮 半田 瀬戸 豊田 津島 刈谷 西尾 犬山 豊川 新城 春日井	23	大津	01	兵庫労働局	28	鳥取労働局	31
		長浜	02				
		彦根	03				
		東近江	04				
		甲賀	05				
		草津	06				
	01	京都労働局	26	神戸	01	島根労働局	32
	02			灘	02		
	03			尼崎	03		
	04			西宮	04		
	05			姫路	05		
	06			加古川	06		
	07			伊丹	07	岡山労働局	33
	08			明石	08		
	09			豊岡	09		
	10			西脇	10		
	11			洲本	11		
	12			柏原	13		
	13			西神	20		
	14	龍野	21				
	15	大阪労働局	27	奈良労働局	29		
	17						
						梅田	02
	大阪西					03	
三重労働局	24	安倍野	04	奈良	01	岡山	01
		淀川	06	大和高田	02	津山	02
						倉敷中央	03

局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	局 所 名	局 所 コード	
玉野 和気 高梁 笠岡 西大寺	04	徳島労働局	36	福岡労働局	40	江迎	06	
	06	徳島	01		福江	07		
	07	阿波池田	03		対馬	08		
	08	美馬	04		熊本労働局	43		
	11	阿南	05			熊本	01	
広島労働局	34	吉野川	06	八幡		04	八代	02
	01	鳴門	07	久留米		05	菊池	03
	02	牟岐	08	小倉		06	玉名	04
	03	香川労働局	37	直方	08	天草	06	
	04		田川	09	球磨	07		
	05		行橋	10	宇城	08		
	06		福岡東	12	阿蘇	09		
	07		八女	14	水俣	10		
	08	観音寺	04	朝倉	15	大分労働局	44	
	11	さぬき	05	福岡南	18			
	14	土庄	06	福岡西	19			
	15	愛媛労働局	38	佐賀労働局	41			
	01		松山		01		大分	01
	02		今治		02	別府	02	
	03		八幡浜		03	中津	03	
04	宇和島		04		日田	04		
山口労働局	35	新居浜	05	武雄	03	佐伯	06	
	01	西条	06	伊万里	04	宇左	07	
	02	四国中央	07	鳥栖	05	豊後大野	08	
	03	大洲	08	鹿島	06	宮崎労働局	45	
	05	高知労働局	39	長崎労働局	42			
	06		高知		01		宮崎	01
	07		須崎		02		延岡	02
	08		四万十		03		日向	03
	09		安芸		04	都城	04	
	10	いの	05	諫早	03	日南	05	
			大村	04	高鍋	06		
			島原	05	小林	07		
					鹿児島労働局	46		

局 所 名	局 所 コード
鹿児島	01
川内	02
鹿屋	03
国分	04
加世田	05
伊集院	06
大隈	08
出水	09
名瀬	11
指宿	12
沖縄労働局	47
那覇	01
沖縄	02
名護	03
宮古	04
八重山	05

業種コード表

6-10

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備考	業種コード
鉱業	23	石灰石鉱業 又はドロマイ ト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		2301
	24	原油又は天 然ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生 産業		2401 2402
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑 ^{はん} 糲 ^{れい} 岩、かん らん岩、斑 ^{はん} 岩、玢 ^{ひん} 岩、輝緑岩、粗面岩、安 山岩、玄武岩、礫 ^{れき} 岩、砂岩、頁 ^{けつ} 岩、粘板 岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋 ^{じや} 岩、結晶片 岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、 陶石、雲母又はひる石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土(耐火粘土 を除く。)等の採取業	(2604) 砂 利、砂等の 採取業を除 き、一貫して 行う岩石又 は粘土(耐 火粘土を除 く。)の破碎 等の(4907) その他の各 種窯業又は 土石製品製 造業を含 む。	2501 2502
	26	その他の鉱 業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業		2601 2602 2603 2604
建設事業	31	水力発電施 設、隧道等 新設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業 及びこれに附帯して当該事業現場内にお いて行われる事業(発電所又は変電所の 家屋の建築事業、水力発電施設新設事 業現場に至るまでの工事用資材の運送の ための道路、鉄道又は軌道の建設事業、 建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管 の組立て又はすえ付けの事業、送電線路 の建設事業及び水力発電施設新設事業 現場外における索道の建設事業を除く。) 3102 高えん新設事業		3101 3102

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	備考	業種コード
建設事業	31	水力発電施設、 ^{ずい} 隧道等新設事業	基礎地盤から堤頂までの高さ 20 メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設 3103 ^{ずい} 隧道新設事業 ^{ずい} 隧道の新設に関する建設事業、 ^{ずい} 隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業（ ^{ずい} 隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業（推進工法による管の埋設の事業を除く。）を含み、内面巻立て後の ^{ずい} 隧道内において路面は装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の ^{ずい} 隧道内における建築物の建設事業を除く。）		3103
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103) ^{ずい} 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。	3201
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業		3301 3302 3303
	34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業	(3103) ^{ずい} 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。	3401

事業の種類 種類の分類	事業の種類 種類の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	備考	業種コード
建設事業			3602 索道建設事業		3602
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉙毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業	(33)ほ装工事業及び(3505)工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。	3701 3702 3703 3704 3705 3706 3707 3708 3709 3710 3711 3712 3719 3713 3714 3715 3716 3717 3718

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備考	業種コード
製造業	41	食料品製造業((65)たばこ等製造業を除く。)	4101 肉製品又は乳製品製造業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4105 精穀又は製粉業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業		4101 4102 4103 4104 4105 4106 4107 4108 4111 4109 4110
	65	たばこ等製造業	6501 たばこ製造業 6502 製茶業		6501 6502
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業 4203 織物業 4204 メリヤス製造業 4205 染色整理業 4206 繊維雑品製造業 4207 被服、繊維製身のまわり品等製造 4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業		4209 4201 4202 4203 4204 4205 4206 4207 4208
	44	木材又は木製品製造業	4401 一般製材業 4402 ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業 4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業 4404 木製容器製造業 4405 木製履物製造業 4406 木材薬品処理業 4407 木製家具製造業 4408 木製宗教用具製造業 4409 木製建具製造業 4410 その他の木材又は木製品製造業	(6108)竹、 とう 籐又はきり ゆう製品製造業を除く。	4401 4402 4403 4404 4405 4406 4407 4408 4409 4410

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	備考	業種コード
製造業	45	パルプ又は 紙製造業	4501 パルプ製造業		4501
			4502 紙製造業((6407) 手すき和紙製造業 を除く。)		4502
			4503 繊維板製造業		4503
	46	印刷又は製 本業	4601 印刷業((9412) 謄写印刷業を除く。)		4601
			4602 製本又は印刷物加工業		4602
			4603 写真製版、植字等の事業		4603
	47	化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202) 化学 繊維製造業 及び(6110) くずゴム製 品製造業を 除く。	
			4701 化学肥料製造業		4701
			4702 無機工業製品製造業		4702
			B 有機化学製品製造業		
			4703 有機工業製品製造業		4703
			4704 動植物油脂製造業		4704
			4705 油脂加工製品又は塗料製造業(界 面活性剤製造業を含む。)		4705
			4706 天然樹脂製品又は木材化学製品 製造業		4706
			4707 医薬品製造業		4707
			C その他の無機化学製品又は有機化学 製品製造業		
			4708 火薬、煙火又はマッチ製造業(弾薬 装てん組立て業を含む。)		4708
			4709 その他の化学製品製造業		4709
			イ 殺虫剤、香料、化粧品等製造業		
			ロ ゼラチン又は接着剤製造業		
			ハ 写真感光材料製造業		
			ニ その他の各種化学製品製造業		
			D 石油製品又は石炭製品製造業		
			4710 石油精製業		4710
			4711 潤滑油又はグリース製造業		4711
			4712 廃油再生業又は廃油処理工業		4712
			4713 ほ装材料製造業		4713
			4714 コークス若しくは半成コークス又はこ れらの副産物の製造業		4714
			4715 れん炭又は豆炭製造業		4715
			4716 その他の石油製品又は石炭製品製 造業		4716

事業の種類 種類の分類	事業の種類 種類の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	備考	業種コード
製造業	47	化学工業	E ゴム製品製造業		
			4717 タイヤ又はチューブ製造業		4717
			4718 ゴム製履物 ^{はき} 製造業		4718
			4719 再生ゴム製造業		4719
			4720 タイヤ再生業		4720
			4721 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業		4721
			4722 その他のゴム製品製造業		4722
			F 製革業又は毛皮製造業		
			4723 製革業		4723
			4724 毛皮製造業		4724
	48	ガラス又はセメント製造業	A ガラス製造業		
			4801 板ガラス製造業		4801
			4802 光学ガラス製造業		4802
			4803 ガラス繊維製造業		4803
			4804 魔法びん製造業		4804
			4805 ガラス製品加工業((6005) レンズ製造業を除く。)		4805
			4806 その他のガラス又はガラス製品製造業		4806
	66	コンクリート製造業	B セメント製造業		
			4807 セメント製造業		4807
	62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業		6201
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 建設用粘土製品製造業		4901
			4903 粘土製耐火物製造業		4903
			4904 炭素又は黒鉛製品製造業		4904
			4905 研ま材製造業		4905
			4906 石膏又は石炭 ^{こう} 製造業		4906
			4907 その他の各種窯業又は土石製品製造業		4907

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細目	備考	業種コード
製造業	50	金属精錬業 ((51)非鉄金 属精錬業を 除く。)	5001 製鉄業	一貫して行 う(52)金属 材料品製造 業を含む。	5001
			5002 製鋼圧延業		5002
			5003 合金鉄製造業		5003
	51	非鉄金属精 錬業	5101 非鉄金属の製錬又は精錬業	一貫して行 う(52)金属 材料品製造 業を含む。	5101
			5102 非鉄金属合金の製錬又は精錬業		5102
	52	金属材料品 製造業((53) 鋳物業を除 く。)	5201 鋼材製造業(一貫して行う(55)めっ き業を含む。)	一貫して (50)金属精 錬業又は (51)非鉄金 属精錬業を 行うものを 除く。	5201
			5202 鍛鋼製造業		5202
			5203 非鉄金属圧延又は伸線業((5708) 絶縁電線又はケーブル製造業を除く。)		5203
			5204 その他の金属材料品製造業		5204
	53	鋳物業	5301 銑鉄鋳物製造業		5301
			5302 鋳鋼製造業		5302
			5303 非鉄金属鋳物製造業		5303
	54	金属製品製 造業又は金 属加工業 ((63)洋食 器、刃物、 手工具又は 一般金物製 造業及び (55)めっき 業を除く。)	5401 ブリキかんその他のめっき板製品製 造業		5401
			5403 配管工事用附属品製造業		5403
			5404 構築用金属製品製造業		5404
			5405 ボイラー製造業		5405
			5406 線材製品製造業		5406
			5407 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木 ねじ等製造業		5407
			5408 各種金属の打抜き、紋抜き又は塑 形の事業		5408
			5409 金属の溶接又は溶断の事業		5409
			5410 金属表面処理業((5503)アルマイト 加工業及び(61I5)塗装業を除く。)		5410
			5411 その他の金属製品製造業又は金属 加工業		5411

事業の種類 種類の分類	事業の種類 種類の番号	事業の種類	事業の種類の詳細目	備考	業種コード
製造業	63	洋食器、刃物、手工工具 又は一般金物製造業 ((55) めっき業を除く。)	6301 洋食器製造業		6301
			6302 刃物製造業		6302
			6303 手工工具製造業		6303
			6304 一般金物製造業		6304
	55	めっき業	5501 溶融めっき業		5501
			5502 電気めっき業		5502
			5503 アルマイト加工業		5503
	56	機械器具製造業((57) 電気機械器具製造業、 (58) 輸送用機械器具製造業、 (59) 船舶製造又は修理業及び (60) 計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601 原動機製造業		5601
			5602 農業用機械製造業((6303) 手工工具製造業を除く。)		5602
			5603 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。)		5603
			5604 金属加工機械製造業		5604
			5605 繊維機械製造業		5605
			5606 特殊産業用機械製造業		5606
			イ 食料品加工機械製造業		
			ロ 製材又は木工機械製造業		
			ハ パルプ装置又は製紙機械製造業		
			ニ 印刷、製本又は紙工機械製造業		
			ホ 鋳造装置製造業		
			ヘ その他の特殊産業用機械製造業		
			5607 一般産業用機械装置製造業		5607
			イ ポンプ又はポンプ装置製造業		
			ロ 空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業		
			ハ エレベーター又はエスカレーター製造業		
			ニ 荷役運搬設備製造業		
			ホ 動力伝導装置製造業		
			ヘ 破砕機、ま砕機又は選別機械製造業		
			ト 化学機械製造業		
			チ その他の一般産業用機械装置製造業		
			5608 家庭用機械器具製造業		5608

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	備考	業種コード
製造業	56		5609 武器製造業((4708)弾薬装てん組立て業を除く。)		5609
			5610 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業		5610
			5611 各種機械又は同部分品製造修理業		5611
	57	電気機械器具製造業	5701 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業		5701
			5702 民生用電気機械器具製造業		5702
			5703 電球製造業		5703
			5704 通信機械器具又は同関連機械器具製造業		5704
			5705 電子管又は半導体素子製造業		5705
			5706 電子応用装置製造業		5706
			5707 電気計測器製造業		5707
			5708 絶縁電線又はケーブル製造業		5708
			5709 その他の電気機械器具製造業		5709
	58	輸送用機械器具製造業 ((59)船舶製造又は修理業を除く。)	5801 自動車製造業		5801
			5802 鉄道車両製造業		5802
			5803 自転車又はリヤカー製造業		5803
			5804 航空機製造業		5804
			5805 その他の輸送用機械器具製造業		5805
	59	船舶製造又は修理業	次に掲げる事業(船舶ぎ装業を含む。)		
			5901 鋼船製造又は修理業		5901
			5902 木船製造又は修理業		5902
			5903 その他の船舶製造又は修理業		5903
	60	計量器、光学機械、時計等製造業 ((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、測定器又は試験機製造業		6001
			6002 測量機械器具製造業		6002
			6003 医療機械器具製造業		6003
			6004 理化学機械器具製造業		6004
			6005 光学機械器具又はレンズ製造業		6005
			6006 時計製造業		6006
			6007 事務用機械器具製造業		6007
			6008 楽器又は音盤製造業		6008

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備考	業種コード
製造業	64	貴 金 属 製 品、装身 具、皮革製 品等製造業	6401 貴金属製品製造業(宝石細工業を 含む。) 6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホッ ク、ファスナー等製造業 6403 かさ製造業 6404 草履製造業 6405 ブラシ類製造業 6406 皮革製品製造業 6407 手すき和紙製造業 6408 紋紙等製造業 6409 木彫製品等製造業(手作業によるも のに限る。)		6401 6402 6403 6404 6405 6406 6407 6408 6409
	61	その他の製 造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品 又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によ るものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙 加工品製造業 6108 竹、 ^{とう} 籐又はきりゅう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業		6102 6104 6105 6107 6108 6109 6110 6115 6116
運輸業	71	交通運輸事 業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又 は貨物の運送事業((7202)貨物の積みお ろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除 7102 自動車又は軽車両による旅客の運 送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送 事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣 伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業		7101 7102 7104 7105 7103 7106

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細目	備考	業種コード
運輸業	72	貨物取扱事業((73)港湾	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業		7201
		貨物取扱事業及び(74)	7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う		7202
		港湾荷役業	7203 自動車又は軽車両による貨物の運		7203
		を除く。)	送事業		
			7206 船舶による貨物の運送事業		7206
			7204 貨物の荷造り又はこん包の事業		7204
			7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業		7205
	73	港湾貨物取扱事業((74)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。	7301
		港湾荷役業を除く。)	7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業		7302
	74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業	一貫して行う(73)港湾貨物取扱事業を含む。	7401
			7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)		7402
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業		
			8101 発電、送電、変電又は配電の事業		8101
			B ガス業		
			8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業		8102
			8103 天然ガス又はガスの供給の事業		8103
			C 水道業		
			8104 上水道業		8104
			8105 下水道業		8105
			D 熱供給業		
			8106 熱供給業		8106

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細目	備考	業種コード
その他の 事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培 若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)		9501 9502 9503
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業		9101 9102 9103
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業		9301
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業		9601 9602 9603 9606
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業		9701 9702 9703
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業		9801 9802 9803
	99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業		9901 9902 9903
	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真 9418 映画の製作、演劇等の事業		9411 9412 9418

その他の事業	94	その他の各種事業	9419	劇場、遊戯場その他の娯楽の事業	9419
			9420	洗たく、洗張又は染物の事業	9420
			9421	理容、美容又は浴場の事業	9421
			9422	物品賃貸業	9422
			9423	写真、物品預り等の事業	9423
			9424	医療保健業	9424
			9425	教育業	9425
			9426	研究又は調査の事業	9426
			9416	前各項に該当しない事業	9416

	90	船舶所有者の事業	9001	水産動植物採捕事業	9001
			9002	外港旅客運送事業	9002
			9003	外港貨物運送事業	9003
			9004	内航旅客運送事業	9004
			9005	内航貨物運送事業	9005
			9006	その他の船舶事業	9006

別表 4

日本標準産業分類（中分類）コード表

中分類・コード	分類産業名	中分類・コード	分類産業名
大分類A－農業, 林業		27	業務用機械器具製造業
01	農業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
02	林業	29	電気機械器具製造業
大分類B－漁業		30	情報通信機械器具製造業
03	漁業(水産養殖業を除く)	31	輸送用機械器具製造業
04	水産養殖業	32	その他の製造業
大分類C－鉱業, 採石業, 砂利採取業		大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業	
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業	33	電気業
大分類D－建設業		34	ガス業
06	総合工事業	35	熱供給業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	36	水道業
08	設備工事業	大分類G－情報通信業	
大分類E－製造業		37	通信業
09	食料品製造業	38	放送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	39	情報サービス業
11	繊維工業	40	インターネット附サービス業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	41	映像・音声・文字情報制作業
13	家具・装備品製造業	大分類H－運輸業, 郵便業	
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	42	鉄道業
15	印刷・同関連業	43	道路旅客運送業
16	化学工業	44	道路貨物運送業
17	石油製品・石炭製品製造業	45	水運業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	46	航空運輸業
19	ゴム製品製造業	47	倉庫業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	48	運輸に附帯するサービス業
21	窯業・土石製品製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)
22	鉄鋼業	大分類I－卸売業, 小売業	
23	非鉄金属製造業	50	各種商品卸売業
24	金属製品製造業	51	繊維・衣服等卸売業
25	はん用機械器具製造業	52	飲食料品卸売業
26	生産用機械器具製造業	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業

中分類・コード	分類産業名	中分類・コード	分類産業名
54	機械器具卸売業	79	その他の生活関連サービス業
55	その他の卸売業	80	娯楽業
56	各種商品小売業	大分類O－教育, 学習支援	
57	織物・衣服・身の回り品小売業	81	学校教育
58	飲食料品小売業	82	その他の教育, 学習支援業
59	機械器具小売業	大分類P－医療, 福祉	
60	その他の小売業	83	医療業
61	無店舗小売業	84	保険衛生
大分類J－金融業, 保険業		85	社会保険・社会福祉・介護事業
62	銀行業	大分類Q－複合サービス事業	
63	協同組織金融業	86	郵便局
64	貸金業, クレジットカード業等 非預金信用機関	87	協同組合(他に分類されないもの)
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	大分類R－サービス業(他に分類されないもの)	
66	補助的金融業等	88	廃棄物処理業
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	89	自動車整備業
大分類K－不動産業, 物品賃貸業		90	機械等修理業(別掲を除く)
68	不動産取引業	91	職業紹介・労働者派遣業
69	不動産賃貸業・管理業	92	その他の事業サービス業
70	物品賃貸業	93	政治・経済・文化団体
大分類L－学術研究, 専門・技術サービス業		94	宗教
71	学術・開発研究機関	95	その他のサービス業
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	96	外国公務
73	広告業	大分類S－公務(他に分類されるものを除く)	
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	97	国家公務
大分類M－宿泊業, 飲食サービス業		98	地方公務
75	宿泊業	大分類T－分類不能の産業	
76	飲食店	99	分類不能の産業
77	持ち帰り・配達飲食サービス業		
大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業			
78	洗濯・理容・美容・浴場業		

別表 5

傷病性質コード表

大分類	分 類 項 目	号番号(2桁)＋ 分類コード(2桁)	枝番 (3桁)
負傷 (負傷を伴わない事故を含む。)	骨折	00	01 000
	切断		02 000
	関節の傷害（捻挫・亜脱臼及び転位を含む。)		03 000
	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04 000
	創傷（切創、裂傷、刺創及び挫滅創を含む。)		05 000
	外傷性の脊髄損傷		06 000
	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」)		07 000
	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08 000
	01 から 08 までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）		99 000
業務上の負傷 に起因する 疾病 (1号)	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	01	01 000
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		02 000
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患		03 000
	負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。）による腰痛		04 000
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患（負傷による腰痛を除く。)		05 000
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		06 000
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		07 000
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		08 000
	01 から 08 までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		99 000

大分類	分 類 項 目		号番号(2桁) + 分類コード(2桁)	枝番 (3桁)		
物理的因子による疾病 (がんを除く。) (2号)	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	02	01	000	
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		02	000	
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又皮膚疾患		03	000	
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		04	000	
	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害				05	000
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病			06	000
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症			07	000
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症			08	000
		高熱物体を取り扱う業務による熱傷			09	000
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷			10	000
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患				11	000
	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死				12	000
	01 から 12 までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病（業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。）				99	000
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 (3号)	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く。）		03	01	000	
	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く。）			02	000	
	さく岩機、鉚打ち器、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害			03	000	
	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による	後頭部の運動器障害		04	000	
		頸部の運動器障害		05	000	
		肩甲帯の運動器障害		06	000	
		前腕の運動器障害		07	000	
		上腕の運動器障害		08	000	
		手指の運動器障害		09	000	
	01 から 09 に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病				99	000

大分類	分 類 項 目		番号(2桁)＋ 分類コード(2桁)	枝番 (3桁)	
化学物質等 による疾病 (がんを除く。) (4号)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの		04	01	001～151 (※)
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患		02	000
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾病		03	000
	すす、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患			04	000
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎 気管支喘息等の呼吸器疾患			05	000
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、 気管支喘息等の呼吸器疾患			06	000
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患			07	000
	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水			08	000
	石綿にさらされる業務によるびまん性胸膜肥厚			09	000
	空気中の酵素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症			10	000
	01 から 10 までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病			99	000
	粉 じ ん の 吸 入 に よ る 疾 病 (5号)	じん肺症（管理4）		05	01
管理2又は3のじん肺に係る以下の合併症		肺結核	02		000
		結核性胸膜炎	03		000
		続発性気管支炎	04		000
		続発性気管支拡張症	05		000
		続発性気胸	06		000
		肺がん（石綿肺の場合を除く。）	07		000
		細菌、ウイルス等の病原体による疾病 (6号)	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		患者の診療の業務
患者の看護の業務	02			000	
介護の業務	03			000	
研究その他の目的で病原体を取り扱う業務	04			000	
動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患			05	000	
湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症			06	000	

大分類	分 類 項 目		号番号(2桁)＋ 分類コード(2桁)	枝番 (3桁)	
細菌、ウィルス等の病原体による疾病 (6号)	屋外における業務による恙虫病		06	07	000
	01 から 07 までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病			99	000
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病 (7号)	ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		07	01	000
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			02	000
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍			03	000
	4-ニトロジルフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍			04	000
	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん			05	000
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん			06	000
	石綿にさらされる業務による肺がん			07	000
	石綿にさらされる業務による中皮腫			08	000
	ベンゼンにさらされる業務による白血病			09	000
	塩化ビニルにさらされる業務による	肝血管肉腫		10	000
		肝細胞がん		11	000
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	白血病		12	000
		肺がん		13	000
		皮膚がん		14	000
		骨肉腫		15	000
		甲状腺がん		16	000
		多発性骨髄腫		17	000
		非ホジキンリンパ腫		18	000
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			19	000
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			20	000
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん			21	000
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん			22	000
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん			23	000
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん			24	000
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん			25	000
	01 から 25 までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病			99	000

大分類	分 類 項 目		号番号(2桁)＋ 分類コード(2桁)		枝番 (3桁)
8 号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病		08	01	000
9 号	人の命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病		09	01	000
10 号	前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	10	01	000
		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん		02	000
		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		03	000
11 号	その他業務に起因することの明らかな疾病		11	01	000

※傷病コードは、平成八年三月二九日労働省告示第三十三号に記載されている化学物質の上から順に
0 0 1～1 5 1 まで振ることとする。

- (注) 1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。
2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。
3. がんについては、全て号番号(2桁)が07の分類コードに分類すること。
4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

別表 6

傷病部位コード表

大分類	分 類 項 目	部位 コード
1 頭 部	頭蓋部(頭蓋骨、脳及び頭皮を含む。)	11
	眼(眼窩及び視神経を含む。)	12
	耳	13
	口(唇、歯及び舌を含む。)	14
	鼻	15
	顔(他に分類しない部分。)	16
	頭部中の複合部位	18
	頭部で部位不明なもの	19
2 頸 部	頸部(咽喉及び頸骨を含む。)	21
3 胴 体	背部(脊柱、隣接の筋肉を含む。)	31
	胸部(肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む。)	32
	腹部(内臓を含む。)	33
	骨盤部(腰部)	34
	胴体中の複合部位	38
	胴体で部位不明なもの	39
4 上 肢	肩(鎖骨及び肩甲骨を含む。)	41
	上膊	42
	ひじ	43
	前膊	44
	手首	45
	手(指のみのものを除く。)	46
	指	47
	上肢中の複合部位	48
	上肢で部位不明なもの	49
5 下 肢	臀部(しり)	51
	太腿(もも)	52
	ひざ	53
	下腿(すね)	54
	足首	55
	足(足指のものを除く。)	56
	足指	57

大分類	分 類 項 目	部位 コード
5 下 肢	下肢中の複合部位	58
	下肢で部位不明のもの	59
6 複 合 部 位	頭部と胴体、頭部と肢体	61
	胴体と肢体	62
	上肢と下肢	63
	その他の複合部位	68
	複合部位不明のもの	69
7 一般的傷病	循環器系統	71
	呼吸器系統	72
	消化器系統	73
	神経系統	74
	その他の一般的傷病	78
	一般的傷病不明のもの	79
9 部 位 不 明	傷病部位不明のもの	99

- (注) 1. 同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類すること。
2. 二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類すること。
(同一の大分類に属する部位の複合は、その大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6 複合部位」に分類すること。)
3. 特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7 一般的傷病」に分類すること。
4. 特定の負傷により二次的に系統障害を起こした場合は、特定の負傷を受けた部位により分類すること。
5. 傷病性質のコードが「0006000」から「0999000」までのものについては、傷病部位のコードを「99」と記入すること。

別表 7

通勤災害における傷病性質コード表

分類番号	分 類 項 目	傷病性質コード
1	通勤による負傷	10
2	通勤による負傷に起因する疾病	20
3	その他通勤に起因することの明らかな疾病	30

別表 8

通勤方法コード表

分類番号	分 類 項 目	通勤方法コード
1	歩行中	01
2	自転車利用中	02
3	自動車・バイク運転中	03
4	自動車・バイク同乗中	04
5	電車・列車等利用中	05
6	その他	06

別表 9

事故の相手方コード表

分類番号	分 類 項 目	事故の相手方コード
1	自動車・バイク	31
2	電車・列車等	32
3	その他	33
4	相手なし	34